

砥 部 町 議 会
平 成 31 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成 31 年第 1 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

| | | | |
|---|--|--|---|
| 招 集 年 月 日 | 平成 31 年 2 月 20 日 | | |
| 招 集 場 所 | 砥部町議会議事堂 | | |
| 開 会 | 平成 31 年 2 月 20 日 午前 9 時 30 分 議長宣告 | | |
| 出 席 議 員 | 1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好 | 2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志 | 3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男 |
| 欠 席 議 員 | なし | | |
| 地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名 | 町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三 | 副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 前田正則 庶務係長 楠 耕一 | | |
| 会議録署名 議員の指名 | 議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 | | |
| 傍 聴 者 | 2 人 | | |

平成 31 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 施政方針

日程第 6 議案第 2 号 財産の取得について

日程第 7 議案第 3 号 麻生保育所改築工事請負契約の締結について

日程第 8 議案第 4 号 総合福祉センターはらまち条例の制定について

日程第 9 議案第 5 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 6 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について

日程第 11 議案第 7 号 砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 12 議案第 8 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 13 議案第 9 号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

日程第 14 議案第 10 号 平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 8 号)

日程第 15 議案第 11 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 16 議案第 12 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 17 議案第 13 号 平成 31 年度砥部町一般会計予算

日程第 18 議案第 14 号 平成 31 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 19 議案第 15 号 平成 31 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 20 議案第 16 号 平成 31 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 21 議案第 17 号 平成 31 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 22 議案第 18 号 平成 31 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 23 議案第 19 号 平成 31 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 24 議案第 20 号 平成 31 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 25 議案第 21 号 平成 31 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 26 議案第 22 号 平成 31 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 27 平成 30 年請願第 2 号 主要農作物種子法の復活を求める請願

・散 会

平成 31 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 31 年 2 月 20 日 (水)

午前 9 時 30 分開会

○議長 (中島博志) ただいまから、平成 31 年第 1 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集のご挨拶があります。佐川町長。

○町長 (佐川秀紀) 平成 31 年第 1 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとご多忙の中ご出席を賜り、町政運営に関する重要案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして厚く御礼を申し上げます。さて皆様、ご案内のとおり、今年は 4 月 30 日に天皇陛下がご退位され、翌 5 月 1 日に皇太子殿下が天皇陛下にご即位される歴史的な年でございます。新しい時代の幕開けに期待は高まるばかりでございますが、今年は、春に統一地方選挙、夏に参議院議員通常選挙が同時に行われる 12 年に 1 度の亥年選挙の年でもあります。また、6 月には、大阪で主要 20 か国地域首脳会議が日本で初めて開催され、そして秋には消費税率の引き上げが予定されるなど、我が国の政治・経済におきましても大きな節目の年となります。本町といたしましては、常に国の動向を注視しつつ、町民の皆様には及ぼす影響が最小となるよう、万全の対応を図ってまいりますとともに、町民の皆様が安心して、これからも住み続けたいと思っただけのまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様方のご指導・ご支援をよろしくお願い申し上げます。それでは、本定例会に提案いたします案件でございますが、まず、平成 31 年度の会計別当初予算の編成につきましては、一般会計が、前年度比 2 億 8,611 万 2 千円の減で総額 86 億 6,663 万 3 千円となっております。特別会計の 7 会計につきましては、前年度比 2 億 1,533 万円の増で総額 52 億 8,842 万円となっております。企業会計につきましては、前年度比 1 億 1,215 万 5 千円の減で総額 14 億 2,828 万 9 千円となっております。次に、平成 30 年度の補正予算でございますが、一般会計が、1 億 1,645 万 8 千円の増額補正、特別会計が、国民健康保険事業特別会計で 5,536 万 3 千円の増額補正、介護保険事業特別会計が、財源組替による補正予算となっております。そのほか、財産の取得に関する案件が 1 件、工事請負契約の締結に関する案件が 1 件、総合福祉センターの完成に伴う条例の制定が 1 件、特別職の職員で非常勤のものに関する改正など、条例の一部改正が 5 件、人権擁護委員の推薦に係る人事案件が 1 件となっております。詳細につきましては、議案審議の場でご説明申し上げますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 (中島博志) これから、本日の会議を開きます。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、11 番政岡洋三郎君、12

番山口元之君を指名します。



## 日程第2 会期の決定

○議長（中島博志） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月13日開催の議会運営委員会において、本日から3月13日までの22日間としております。これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月13日までの22日間に決定しました。



## 日程第3 諸般の報告

○議長（中島博志） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会第70回定期総会において、平岡文男君が27年以上在職し、功労のあった議員として表彰され、2月18日に開催されました愛媛県町村議会議長会第70回定期総会において表彰の伝達を受けましたので、ここにご報告いたします。本日までに受理しました請願は、お手元に配布しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。



## 日程第4 行政報告

○議長（中島博志） 日程第4、行政報告を行います。本件について、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成30年12月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りしております行政報告1ページをご覧ください。総務課、(1)消防団等に配備している移動系防災行政無線をIP無線に更新しました。携帯型IP無線機27台、車載型IP無線機18台、12月11日に納入いたしました。(2)1月12日、陶街道ゆとり公園体育館で消防出初式を行いました。広田小学校少年消防クラブの皆さんが規律訓練を披露しました。功績のあった個人並びに団体に対し、表彰状授与、感謝状贈呈を行いました。参加者は、消防団員214人、広田小学校少年消防クラブ員14人でございます。企画財政課、12月3日から2月4日までの入札執行状況でございます。種別、件数の欄をご覧ください。建設工事11件、測量・建設コンサルタント2件、委託業務3件、物品購入4件でございます。内訳についてはご覧のとおりですが、合計で20件、設計金額の総額が6億1,659万8千円、落札総額の合計が5

億7,906万円、落札率は93.9%でございます。2ページをご覧ください。建設課、主要工事の進捗状況でございます。社会資本整備総合交付金事業、防災・安全、①六反地橋橋梁修繕工事、平成30年12月13日完成いたしました。②上南台1号線1号橋橋梁修繕工事、平成30年12月10日完成いたしました。町単独事業、①町道仙波線道路改良工事、進捗状況90%でございます。②町道高尾田麻生線道路改良工事、それから町道千足大南北川毛線道路改良工事、いずれも進捗状況15%でございます。④神の森公園ローラースライダー修繕工事その1、平成30年11月21日完成いたしました。⑤町営住宅東団地外部補修工事、それから、⑥単身者住宅久保団地外部補修工事、いずれも平成30年12月26日完成いたしました。⑦特定空家等除却工事、進捗状況90%でございます。生活環境課、主要工事の進捗状況でございます。①篠谷簡易給水施設改良工事1工区、進捗状況80%でございます。②同じく、同改良工事2工区、進捗状況90%でございます。3ページをご覧ください。上下水道課、主要工事の進捗状況でございます。公共下水道事業関係、面整備、①高尾田区61工区、1月31日完成いたしました。②高尾田区62工区、進捗状況15%でございます。③高尾田区57-1工区、1月31日に完成いたしました。④高尾田区57-2工区、進捗状況60%でございます。⑤高尾田区58工区、それから、⑥高尾田区59工区につきましては、2月28日完成予定でございます。⑦拾町区40-1工区、2月28日完成予定でございます。水道事業関係、①、②、③とも総津の浄水場の関係でございます。①総津浄水場改修工事その1、第1導水管1号布設工、進捗状況20%でございます。同じくその2、第1、第3導水管、1号配水管、進捗状況60%でございます。同じくその3、増設敷地造成工、増設配水池築造工、進捗状況10%でございます。④大南地区天神配水管布設替工事でございますが、進捗状況70%でございます。4ページをご覧ください。社会教育課、(1)12月8日、文化会館で第14回砥部町人権の町づくり集会を開催し、約400人の参加がありました。砥部中学校生徒による人権劇のほか、宮内幼稚園による実践報告、サンド・アーティストの田村祐子さん、沖縄民謡歌手の嶋本慶さんによる人権啓発講演も行いました。(2)1月13日、文化会館で成人式を開催し、新成人179人が出席しました。式典終了後、弁護士菊地幸夫さんによる記念講演を行いました。新成人の対象者は209人でございます。(3)1月26日、陶街道ゆとり公園で、第8回砥部町ジュニア駅伝大会を開催しました。小・中学生の男女合わせて46チーム、230人が参加し、時折雪が舞うなか、多くの子ども達が健脚を競いました。また、マラソン1.9キロの部には、158人の児童・生徒が参加しました。以上で、行政報告を終わります。

○議長（中島博志） 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

日程第5 施政方針

○議長（中島博志） 日程第5、施政方針を議題とします。平成31年度施政方針について、説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 平成31年度の当初予算案をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いします

るにあたり、私の町政運営の基本的な考えを申し述べ、砥部町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。私が町長に就任してから、2期目の折り返しの年を迎えました。第2ステージの1年目は、子育て世代にやさしいまちとして、砥部焼と農産物の産地として、そして文化の薫るアートタウンとして、住んでみたい、住んで良かったと思っていただけるまちづくりに取り組んでまいりました。第2ステージの2年目は、町民の本町への愛着の醸成に目を向け、町民が築き上げてきた文化と町民のあたたかさで、砥部町への愛着と誇りをますます高め、すべての町民が住み続けたいと思うまちづくりに取り組んでまいりました。第2ステージの3年目となる今年は、これまでの取り組みをさらに強化し、深化をさせるとともに、新たな施策にも取り組み、本町が目指すまちの将来像、文化とところがふれあうまちの実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。それでは、平成31年度の施政方針に掲げる重点施策を申し上げます。まず、子ども子育て支援の拡充と強化でございますが、麻生保育所の改築を契機に、さらに待機児童の解消や特色ある保育の展開に取り組むとともに、幼児教育・保育の抱える課題を的確に捉え、保護者や地域そして時代の要請に応じることができる教育・保育の実現を目指します。また、本町の社会教育及び福祉の拠点施設として、中央公民館の施設機能の強化を図ってまいります。特に、館内に児童福祉の拠点づくりとして準備を進めております子育て世代包括支援センターは、本町の子ども子育て支援の中核機関として整備いたします。将来の子ども子育て支援の在り方を熟慮し、高度かつ、きめ細かな事業が展開できるよう準備に万全を期してまいります。さらに、地域福祉の拠点として開館いたします総合福祉センターはらまちにおいては、砥部老人憩いの家、麻生児童館、シルバー人材センターの集約の効果を十分に発揮し、子どもからお年寄りまで、だれもが地域で幸せに暮らせることができるまちの実現を目指します。次に、あそびべとべの推進でございますが、選ばれるまちを目指し、とべならではの資源、とべでしか味わえない資源を活用した事業を展開するため、えひめこどもの城やとべ動物園などの施設と連携し、砥部焼を活用したイベントを積極的に行うとともに、県窯業技術センターの移転新築に併せ、砥部焼伝統産業会館のリニューアルも行います。さらに、陶芸創作館に砥部焼技術研究員を任用し、適宜、県窯業技術センターにも勤務させるなど、県、町及び砥部焼業界の連携強化と新技術の普及促進にも努めてまいります。また、とべの歴史や文化を後世に伝えるため、文化財の調査研究を進めるとともに、砥部の文化財に関する書籍の発刊や、砥部の歴史講座を開催するなど、地域住民や関係機関との連携を図りながら文化財の保存と活用に努めてまいります。次に、果樹産地の強化でございますが、本町を愛媛県一の紅まどんなの産地とするため、施設栽培における雨水侵入対策や被覆資材の耐久性の向上など、栽培技術の定着と品質の向上を図るとともに、現在計画中の農地中間管理機構を活用した樹園地造成事業が円滑に進行するよう支援を行なうなど、紅まどんなの産地化に向けた取り組みをさらに強化し、産地の拡大と収益性の向上に努めてまいります。次に、防災・減災への取り組みでございますが、昨年7月の西日本豪雨により、本町においても、土砂崩れや浸水被害など発生いたしました。今後予想される南海トラフ巨大地震や梅雨前線豪雨などの自然災

害に備えるため、消防防災施設の整備を進めるとともに、自主防災組織や消防機関と連携して防災訓練等を行うなど、引き続き自助・共助・公助の連携強化に努めてまいります。また、配水池の耐震化事業に着手するとともに、平成 38 年度までに、都市計画区域内の公共下水道整備が完了するよう努めるなど、住民生活の基盤となるインフラ整備にも取り組んでまいります。最後に、来年に迫りました東京オリンピックの開幕に向けて、昨年度、事前合宿の誘致に成功しましたマレーシアバドミントンチームのバックアップにつきまして、県や松山市など関係機関と連携しながら、県内での合宿が成功裏に進むように万全を期してまいります。以上、平成 31 年度の町政運営にあたりまして、重点施策の概要を申し上げました。分野ごとの主要施策につきましては、先にお配りしております概要のとおりでございます。詳細につきましては、予算審議の場でご説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。本町が目指すまちの将来像、文化とところがふれあうまちの実現に向けて、これからも全身全霊をかけて取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、平成 31 年度の施政方針とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中島博志） ここで、しばらく休憩します。

休憩時間を利用し、全員協議会を開催したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

午前 9 時 48 分 休憩

午前 10 時 19 分 再開

~~~~~

## 日程第 6 議案第 2 号 財産の取得について

（報告、質疑、討論、採決）

○議長（中島博志） 再開します。日程第 6、議案第 2 号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第 2 号についてご説明をさせていただきます。議案書をご覧ください。財産の取得について、次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。平成 31 年 2 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。下段の提案理由をご覧ください。台風や豪雨による浸水被害現場において、緊急排水作業を行う排水ポンプ車を購入するため、提案するものでございます。財産の取得の内容でございますが、中段をご覧ください。1、財産の種類、動産、2、取得の方法、一般競争入札、3、取得する財産、物品名は排水ポンプ車、数量は 1 台、物品概要につきましては、（1）車両本体はディーゼルエンジンでマニュアルトランスミッションの四輪駆動、（2）排水装置は、水中モーターポンプが合計 4 台で、4 台分の総排水量が

毎分 30 立米でございます。(3) 排水ホースは水中ポンプ 1 台につき、20 メートル 2 本と 10 メートル 1 本で、これらを 4 台分でございます。(1) から (3)、それと、(4) の発動発電機、(5) の付属装置の詳細につきましては議案第 2 号資料の 1 ページ、2 ページの仕様概要のとおりでございます。なお、納車の期限は平成 31 年 10 月末としております。次に、4 の取得金額でございますが、3,632 万 2,128 円でございます。5、取得の相手方、香川県高松市伏石町 2151 番地 2、株式会社荏原製作所四国支店、支店長田村秀雄。なお、平成 31 年 2 月 4 日に一般競争入札を行いまして、2 月 8 日に受注者と物品製造仮契約を締結をいたしております。仮契約書と入札結果につきましては、議案第 2 号資料の 3 ページ、4 ページのとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(中島博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(中島博志) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(中島博志) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(中島博志) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 3 号 麻生保育所改築工事請負契約の締結について

(報告、質疑、討論、採決)

○議長(中島博志) 日程第 7、議案第 3 号、麻生保育所改築工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) 議案第 3 号の麻生保育所改築工事請負契約の締結につきましてご説明をさせていただきます。議案第 3 号をお手元をお願いをいたします。麻生保育所改築工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。平成 31 年 2 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、麻生保育所改築工事請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、提案をするものでございます。まず、契約の目的でございますが、麻生保育所の改築工事でございます。契約の方法につきましては一般競争入札、契約の金額でございますが、4 億 8,924 万円、うち消費税及び地方消費税の額が 3,624 万円でございます。契約の相手方でございますが、松山市古川南一丁目 22 番 18 号、有光組・国際土建特定建設工事共同企業体、代表株式会社有光組、代表取締役有光智幸。今回の一般競争入札の状況につきましては、次につけております議案第 3 号の資料のとおり

でございます。3の共同企業体競争の結果、同共同企業体と契約をするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。
[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。
採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。
よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第8 議案第4号 総合福祉センターはらまち条例の制定について (説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第8、議案第4号、総合福祉センターはらまち条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第4号につきましてご説明を申し上げます。お手元に議案書をお願いいたします。総合福祉センターはらまち条例の制定について、総合福祉センターはらまち条例を次のように定める。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の3ページをご覧ください。総合福祉センターの完成に伴い、施設の名称など所要の規定を制定するため、提案するものでございます。それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。総則に関する事項といたしまして、第1条では総合福祉センターはらまちの設置について、第2条ではセンターの名称及び位置について、第3条ではセンターに置く施設について、第4条ではセンターに置く職員について規定しております。次に、センターの利用に関することにつきまして、第5条ではセンターを利用できる者の範囲を。議案書の2ページをご覧ください。第6条ではセンター利用にあたっての制限事項を規定しております。次に、コミュニティホールの使用に関することにつきまして、第7条ではコミュニティホールの使用について、ホール使用方法と使用できる時間について、第8条ではホールの使用許可の取り消し等について、第9条ではホールの使用について、第10条ではホールの使用の減免について、第11条ではホールの使用の不還付について、第12条では原状回復の義務について規定をしております。議案書の3ページをご覧ください。第13条では損害賠償の義務について、第14条では委任について規定をしております。次に、附則でございますが、第1項で施行期日につきまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するとします。第2項及び第3項におきましては、

関係条例の一部改正を行っております。砥部町児童館条例と、砥部町老人憩いの家条例について、砥部町麻生児童館と砥部町老人憩いの家の位置が変わるため一部改正をするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第4号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第5号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第9、議案第5号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 議案第5号をご説明申し上げます。議案第5号、砥部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、平成31年度中に移転新築される愛媛県窯業技術センターと共同して、更なる砥部焼の振興を図るため、人的支援として砥部焼技術研究員を任用し、適宜、県窯業技術センターで勤務させるため。また、消費生活相談員については、東温市、松前町、砥部町が、平成22年8月より同一の相談員を設置しています。待遇改善を図るため平成31年度から東温市で委嘱し、本町へは派遣扱いとなるため、所要の規定の改正について提案するものでございます。改正内容につきましては、議案第5号資料をご覧ください。左側の改正案、別表中赤い字のところでございますが、砥部焼技術研究員、月額、19万を加え、右側現行の欄、別表中赤い字のところ、消費生活相談員、日額、8,400を削るものでございます。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第5号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第6号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第10、議案第6号、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 議案第6号、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について、こちらをご説明申し上げます。お手元に議案第6号をご用意お願いいたします。議案第6号、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、裏面をお開きください。砥部町陶街道ゆとり公園体育館アリーナの利用料金区分を細分化し、小スペース利用者の利便性を図るため、提案するものであります。内容についてご説明申し上げます。議案第6号資料のほうをご覧ください。表中なんです、陶街道ゆとり公園体育館アリーナ(床面積の3分の1以下)、こちらの文言を、陶街道ゆとり公園体育館アリーナ(床面積の6分の1を超え3分の1以下)とし、その次に欄を設け、陶街道ゆとり公園体育館アリーナ(床面積の6分の1以下)を加え、340円とするものです。議案書にお戻りください。附則ですが、この条例は、平成31年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第6号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 11 議案第 7 号 砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第 11、議案第 7 号、砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） それでは、議案第 7 号につきましてご説明を申し上げます。お手元に議案書をお願いいたします。砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 31 年 2 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案書の裏面 2 ページをご覧ください。災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正により、災害援護資金の貸付利率等を市町村が条例で定めることとされたため、所要の規定の改正について提案するものでございます。今回の改正に伴います災害援護資金制度見直しの概要でございますが、これにつきましては、まず、災害援護資金の貸付利率、現行年 3%でございますが、この年 3%以内で市町村が条例で制定できるように改正されました。それから、償還方法の拡充といたしまして、月賦償還による償還方法が追加されました。それから、保証人の要件緩和といたしまして、連帯保証人の必置義務が撤廃をされました。それと、延滞利息の適正化といたしまして、延滞利率が 10.75%から 5%に引き下げられることになりました。それでは、これらの改正に伴います砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明をさせていただきます。議案第 7 号資料の新旧対照表の 1 ページをご覧ください。第 13 条第 1 項第 3 号につきましては、改正はございませんが文言の整理を行ったものでございます。次に、第 14 条では見出し中、利率の次に、及び保証人を加えるとともに、同条第 1 項で災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、年 3%と定められております災害援護資金の貸付利率が据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年 3%以内で条例で定める利率と改正されたことに伴い、利率を無利子と定める規定の整備を行いました。次に、同条第 2 項及び第 3 項では、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、被災者等により保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸付を受けられるよう、災害援護資金の貸付条件の一つであります、連帯保証人の必置義務が撤廃されましたけども、引き続き条例で連帯保証人を立てるかどうかにつきましては、市町村の判断で条例で定めることとされたことに伴いまして、条例には、災害援護資金の貸付を受けようとする者は保証人を立てなければならないと定める規定の整備を行いました。次に、第 15 条償還等についての第 1 項では、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正によりまして、災害援護資金の償還方法について、被災者が選択できる災害援護資金の償還方法に、年賦償還、半年賦償還に加え月賦償還による償還方法が追加されたことに伴い規定の整理を行いました。第 3 項では、施行令改正前の第 8 条保証人の規定が削除されたことに伴いまして、条番号等を整理したものでございます。議案書のほうにお戻りください。1 ページをご覧ください。附則でございますが、第 1 項で施行期日について、第 2 項で経過措置について規定をしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜り

ますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第7号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第12 議案第8号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第12、議案第8号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） 議案第8号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをご説明させていただきます。議案第8号をお手元をお願いします。砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。まず提案理由でございますが、議案書の下段をご覧ください。本条例は学校教育法の一部改正により、本条例の制定基準となる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改められたため、所要の規定を改正するため提案するものです。なお、基準省令は従うべき基準であり、本町の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、基準省令を本町の基準とし、国の基準改正と同様の改正を行うものでございます。学校教育法の一部改正につきましては、大学制度のなかに新たな高等教育機関として、専門職大学が設置されることに伴いまして、放課後児童支援員の資格要件に、専門職大学の前期課程の修了者を追加することになります。それでは、訂正箇所をご説明いたします。次のページの、議案第8号資料、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表をご覧ください。第10条第3項第5号中、卒業した者の次に、(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)を加えるものでございます。改正につきましては、専門職大学の履修者でも放課後児童支援員となることのできるよう、放課後児童支援員の基礎資格要件を拡大するものでございます。議案書のほうにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。



す。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。



日程第13 議案第9号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第13、議案第9号、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。西松上下水道課長。

○上下水道課長（西松伸一） それでは、お手元に議案第9号をお願いいたします。議案第9号、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について説明させていただきます。砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、裏面をお願いいたします。学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正により、布設工事監督者等の資格基準が改められたため、所要の規定の改正について提案するものでございます。それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案第9号資料のほうの新旧対照表をお願いいたします。1ページの布設工事監督者の資格ですが、第3条第1項第3号中、短期大学の次に、(同法による専門職大学の前期課程を含む)を、卒業した後の次に、(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)を加えるものでございます。これは先ほどのと同じですけれども、学校教育法の改正によりまして、平成31年4月1日より実践的な職業教育のためのカリキュラムで編成され、卒業単位の概ね3、4割程度以上が実習等の科目で構成される専門職大学が設置されます。区分は大学と同じで4年制ですが、前期課程と後期課程に区分する学科が制度上可能となっております。前期課程を修了したものは短期大学を卒業した者と同等の扱いとなることから、規定の整備をするものでございます。次に、同項第6号中、よるを、基づくに改め文言の整理を行うものです。2ページをお願いいたします。同項第8号中、又は水道環境を削るものでございます。これは、技術士法施行規則の一部を改正する省令におきまして、技術試験の第2次試験の選択科目が見直され、

水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたことによる改正です。次に、水道技術管理者の資格ですが、第4条第1項第2号中、卒業した後の次に、（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）を、同項第3号に規定する、学校を卒業した者の次に、（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）を加えるものです。これも学校教育法の改正により、専門職大学が設置されることに伴うものです。3ページをお願いいたします。同項第4号中、卒業したの次に、（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において専門職大学前期課程という）を修了した場合を含む）を、同項第3号に規定する学校の卒業者の次に、（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ）を加えるものです。これも学校教育法の改正により、専門職大学が設置されることに伴うものです。議案書に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行する。次のページでございますが、経過措置として第2項で、この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第1項第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなすものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第9号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第10号 平成30年度砥部町一般会計補正予算(第8号)

日程第15 議案第11号 平成30年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第16 議案第12号 平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第14、議案第10号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第8号から日程第16、議案第12号、平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号までの3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、議案第10号の一般会計補正予算、11号の国民健

康保険事業特別会計補正予算及び 12 号の介護保険事業特別会計の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。はじめに、一般会計につきましてご説明をさせていただきます。議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 10 号、平成 30 年度砥部町一般会計補正予算第 8 号、平成 30 年度砥部町の一般会計補正予算第 8 号は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算補正、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,645 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 1,256 万 2 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条繰越明許費補正、繰越明許費の追加は、第 2 表繰越明許費補正による。平成 31 年 2 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いいたします。歳出補正の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。まず総務費と農林水産業費におきましては、市町振興協会の交付金の増額に伴いまして財源組替を行っております。2 款の総務費でございますが、1 億 1 千万円を増額いたしまして 10 億 2,362 万 2 千円といたしました。財政調整基金への積立金でございます。次に 3 款民生費でございますが、967 万 8 千円追加をいたしまして 41 億 4,371 万 5 千円とするものでございます。1 項社会福祉費では、プレミアム付商品券発行準備経費 196 万 6 千円の追加など、2 項児童福祉費では、幼稚園施設型給付費負担金などの子ども・子育て支援負担金 631 万 9 千円の追加などでございます。次に 4 款衛生費でございますが、59 万 6 千円を追加いたしまして 6 億 9,336 万 1 千円とするものでございます。1 項保健衛生費では斎場に係る伊予消防等事務組合負担金の減額、2 項清掃費では廃棄物固形燃料の運搬費の追加でございます。次に 6 款農林水産業費でございますが、21 万 2 千円を減額し 2 億 6,893 万 3 千円とするものでございます。基幹農道整備に係ります県営事業負担金を 75 万円減額をし、県土地改良事業団体連合会、伊予市伊予郡土地改良協議会への賦課金をあわせまして 53 万 8 千円を追加をいたしました。次に 9 款消防費でございますが、393 万 7 千円減額し 5 億 31 万 7 千円とするものでございます。消防に係ります伊予消防等事務組合負担金の減額でございます。次に 10 款教育費でございますが、33 万 3 千円追加をいたしまして 16 億 1,291 万円とするものでございます。中央公民館の光熱水費を追加するものでございます。続きまして歳入でございますが、2 ページをお願いいたします。特定財源といたしまして 13 款の国庫支出金 656 万 8 千円、そして 14 款の県支出金 384 万 9 千円、そのほか財産収入、寄附金、諸収入を追加をいたしました。一般財源といたしまして 6 款の地方消費税交付金 4,564 万 8 千円、9 款の地方交付税 4 千万円、18 款の繰越金 1,788 万 8 千円を追加するものでございます。次に 4 ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。ご覧の 12 件の事業につきまして 31 年度に繰越を行うものでございます。まず一番上の、2 款のネットワークシステム等設定変更委託料及び機械備品購入費につきましては、中央公民館の仮設事務所移転のため予算計上していたものでございますが、移転が 31 年度にずれ込むために繰り越すものでございます。次に 3 款のプレミアム付商品券事業でございますが、補正額の全額を翌年度に繰り越すものでございます。次の砥部こども園倉庫建築工事につきましては、入札の結果、参加業者がいませんでしたので

今年度中の完成が見込めなくなりました。そのために繰り越すものでございます。8款2項道路橋りょう費の町道外山大角蔵線道路維持工事、そして高尾田麻生線、千足大南北川毛線の道路改良工事につきましては、関係者との設計協議に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。5項の木造住宅耐震診断補助事業費派遣委託料及び次の、木造住宅耐震改修補助事業費補助金につきましては、申込者と申込者が依頼いたしました業者との間での日程調整に不測の日数を要したため、年度内に完了ができなくなり翌年度に繰り越すものでございます。10款の中央公民館警備機器移設工事につきましては、中央公民館の仮設事務所移転のため予算計上していたものでございますが、移転が31年度にずれ込むために繰り越すものでございます。11款の道路災害復旧工事、農業用施設災害復旧工事及び林業用施設災害復旧工事につきましては、標準工期を確保するため繰り越すものでございます。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第11号、平成30年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号、平成30年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算補正、事業勘定は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,640万2千円とする。直営診療施設勘定は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,598万3千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。事業勘定の歳出でございますが、まず2款保険給付費を5,444万5千円追加をいたしまして17億4,043万9千円といたしました。1項療養諸費では、一般被保険者療養給付費を6,427万6千円追加、退職被保険者等療養給付費を3,826万2千円減額など、また2項高額療養費では、一般被保険者高額療養費を3,328万2千円追加し、退職被保険者等高額療養費を605万1千円減額をいたしました。7款の諸支出金では、過年度保険税還付金79万2千円と、直営診療施設勘定への繰入金6万3千円でございます。続きまして、歳入でございますが、2ページをご覧くださいと思います。県支出金を5,450万8千円、そして繰越金79万2千円を追加するものでございます。5ページをお願いいたします。直営診療施設勘定の歳出でございますが、1款総務費を6万3千円追加いたしまして5,075万6千円といたしました。修繕料を6万3千円追加をいたしました。歳入でございますが、4ページをご覧くださいと思います。事業勘定からの繰入金6万3千円を追加するものでございます。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第12号、平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号、平成30年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算補正、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。この介護保険につきましては、歳入歳出予算の総額の補正はございません。財源組替のみでございます。今回の財源組替でございますが、介護保険法が改正されまして、国は市町村及び都道府県に対しまして自立支援、重症化防止予防に対する取り組みを支援するため予算の範囲内におきまして、交付金を交付することとされたものでございます。これを受けまして、国から交付される保険者機能強化推進交付金197万2千円を一般介護予防事業費に93万6千円、包括的支援事業・任意事業費に103万6千円を充当し、充当しておりました介護保険事業運営基金繰入金を、それぞれ同額を減額するというものでございます。2ページをご覧いただきたいと思っております。歳入でございますが、国庫支出金を197万2千円追加をし、基金繰入金を197万2千円減額するものでございます。以上で、補正予算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第10号から議案第12号までの3件については、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第10号から議案第12号までの3件については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

- 日程第17 議案第13号 平成31年度砥部町一般会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成31年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成31年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成31年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平成31年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 平成31年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 平成31年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成31年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成31年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成31年度砥部町水道事業会計予算

(説明、質疑、予算特別委員会付託)

○議長（中島博志） 日程第17、議案第13号、平成31年度砥部町一般会計予算から日程第26、議案第22号、平成31年度砥部町水道事業会計予算までの10件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、平成 31 年度の当初予算につきまして、私からは、議案第 13 号の一般会計から、議案第 20 号の浄化槽特別会計まで説明をさせていただきます。まず、全体的な概要につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。平成 31 年度の当初予算の概要をお手元にご用意させていただきたいと思っております。13 ページをお願いいたします。表でございますが、一般会計、特別会計、そして企業会計すべての予算の状況でございます。すべての会計の総額でございますが、一番下でございますが 153 億 8,334 万 2 千円、対前年度 1 億 8,293 万 7 千円の減少となりました。国民健康保険事業特別会計、それと介護保険事業特別会計などで増額をしましたが、一般会計、企業会計で大きく減少をしております。まず一般会計につきましては 86 億 6,663 万 3 千円で、対前年度 2 億 8,611 万 2 千円減少いたしました。対前年度 3.2%の減少でございます。この主な要因でございますが、中央公民館の耐震大規模改修事業費や同報系防災行政無線の整備費、事業費、また災害復旧事業費で増加したものの、総合福祉センターの建設費や麻生保育所改築費、愛育幼稚園の建設補助金などで減少したことが主な要因でございます。特別会計でございますが、7つの特別会計の合計額が 52 億 8,842 万円で、対前年度 2 億 1,533 万円の増加でございます。4.2%の増加でございます。増減の大きなものとしたしましては、国民健康保険事業特別会計の事業勘定で保険給付費の増加、また県への納付金の増加などで 1 億 2,502 万円を増加をいたしております。介護保険事業特別会計の保険事業勘定では、居宅介護や施設介護サービス給付費の増加などで 9,948 万 1 千円増加をしております。また、浄化槽特別会計につきましては人件費の増加、また積立金の増加などで 1,858 万円増加をしております。公共下水道事業会計及び水道事業会計につきましては二つ合わせまして 14 億 2,828 万 9 千円で、対前年度 1 億 1,215 万 5 千円減少をしております。7.3%の減少でございます。公共下水道事業会計及び水道事業会計ともに、建設改良費の減少によりまして資本的支出が減少しておるといえるものでございます。それでは、各会計につきましてご説明をさせていただきます。まず一般会計からご説明をさせていただきます。まず一般会計の予算書をお手元をお願いいたします。それでは 1 ページをお願いいたします。議案第 13 号、平成 31 年度砥部町一般会計予算、平成 31 年度砥部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 86 億 6,663 万 3 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。第 2 条継続費、地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第 2 表継続費による。第 3 条債務負担行為、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 3 表債務負担行為による。第 4 条地方債、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 4 表地方債による。第 5 条一時借入金、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10 億円と定める。第 6 条歳出予算の流用、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費は

除きます、に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、歳入歳出につきまして概要でご説明をさせていただきたいと思ひます。概要をお手元をお願いをいたします。18ページをまずお開きさせていただきたいと思ひます。上の表でございます。まず歳入でございますが、上の表につきましては歳入の全体を一覧にしたものでございます。ご覧のとおり、大きく増減しているものに国県支出金が1億6,542万9千円増加をしております。町債が4億4,070万円減少をしております。主な要因につきましては、説明のなかで説明をさせていただきたいと思ひます。それでは町税の状況でございますが、下の表をご覧ください。町民税で、給与所得の減少や大手企業の町外移転等によりまして、個人、法人合わせまして2,576万3千円減少すると見込んでおります。固定資産税では新築家屋の増加等により増加し、軽自動車税では環境性能割の導入等によりまして増加を見込むものの、全体では177万7千円減少すると見込んでおります。19ページをお願いをいたします。真ん中どころの表でございますが、譲与税や交付金に関しましては、29億3,440万円で4,990万円の増加でございます。地方交付税を5千万円増加をしております。その一番下の表でございますが、分担金、負担金、使用料、手数料につきましては、2億8,080万3千円で2,011万7千円減少をしております。使用料、手数料で大きく減少をしておりますが、幼児教育の無償化を緩和するなど、保育所、幼稚園、認定こども園で減少するものと見込んでおります。20ページの上の表をご覧ください。国県支出金でございますが、14億2,253万6千円で1億6,542万9千円増加をしております。災害復旧費の国庫支出金や、介護基盤整備等事業費補助金などで増加をしております。下の表をご覧ください。財産収入等でございます。7億6,133万6千円で3,884万7千円減少をしております。基金繰入金が5,872万3千円減少をしております。公共施設更新準備基金の繰入金で増加をしているものの、財政調整基金、ふるさと創生基金で減少をしております。次のページ21ページをお願いをいたします。上の表でございますが、町債でございます。ご覧の12件で総額12億9,970万円を予定しておるものでございます。これは対前年度4億4,070万円減少をしております。同報系の防災行政無線の整備、それとか中央公民館の改修工事で増額したものの、総合福祉センターの建設、また麻生保育所改築で減少をいたしました。歳入につきましては以上でございます。続きまして歳出でございますが、22ページの下表をご覧ください。まず議会費でございますが、1億751万4千円で例年と大きな変化はございません。総務費につきましては9億6,279万6千円で、庁舎外部工事や固定資産家屋全棟調査費の増加、また町民税の過誤納還付金の増加などによりまして9,538万2千円増加をしております。民生費につきましては29億9,545万3千円で、総合福祉センターの建設の終了、また麻生保育所改築事業や愛育幼稚園の建設費の補助で大きく減少したことによりまして、9億8,628万7千円減少をいたしました。衛生費につきましては7億971万8千円で、美化センターの管理費の増加などによりまして1,667万6千円増加をしております。労働費につきましては500万円で、勤労者住宅建設資金融資預託金の減少で1千万円減少をいたしました。農林水産業費につき

ましては2億296万円で、農地費で基幹水利施設整備事業などの経営事業負担金が増加したものの、六次産業化支援事業や林道工事費などで減少したことによりまして、1,495万5千円減少をしております。商工費につきましては2億5,764万5千円で、伝統産業会館駐車場造成工事などで5,933万5千円増加をしております。土木費につきましては4億6,517万7千円で、道路橋りょう維持費で増加したものの、道路新設改良費で減少したことによりまして、1,996万6千円減少をしております。消防費につきましては7億4,380万9千円で、同報系防災行政無線の更新事業などによりまして、2億4,679万2千円増加をいたしました。教育費につきましては14億8,879万5千円で、中央公民館耐震大規模改修工事の増加などによりまして、1億8,093万円増加をいたしております。災害復旧費につきましては1億4千万円で、これにつきましては新たな費目でございます。過年度災害でございます。公債費につきましては5億7,776万6千円で、545万6千円増加をいたしました。元金が102万2千円、利子が443万4千円増加をしております。それでは、予算書にお戻りいただきたいと思っております。予算書の6ページをお願いいたします。継続費でございますが、同報系の防災行政無線更新事業で、工事管理委託料及び工事費合わせまして総額が4億4,905万5千円、平成31年度、32年度の2カ年の計画で、年割額が31年度につきましては2億3,291万6千円、32年度につきましては2億1,613万9千円でございます。7ページをご覧くださいと思います。債務負担行為でございます。ご覧の14件の債務負担行為を設定をいたします。まず一番上の、農業近代化資金利子補給に関しましては、期間を貸付実行日から10年以内といたしましたものを、法律等の期間に合わせるよう変更したため再設定をするものでございます。次の、中小企業振興資金制度に係る貸付金完済時の保証料の補給につきましては、融資上限額6千万円を7千500万円に変更するため再設定をするものでございます。次の、庁舎高速フルカラー印刷機借上料に対する債務負担から、下から3番目までの、坂村真民記念館特別企画展PR業務委託料に対する債務負担行為につきましては、借上料または委託料に対する債務負担行為でございます。次の、愛顔の子育て応援事業助成金に対する債務負担につきましては、31年度に交付した助成券が32年度に利用することを可能とするために設定をするものでございます。一番下の債務負担行為につきましては、平成30年度以前に債務負担行為を設定したもので、32年度以降に亘るものの消費税改定に伴う増額に対するものでございます。次に8ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、今年度は9件を予定をしております。一番上の公共事業等の2,550万円につきましては、橋梁長寿命化修繕事業に対するものでございます。公共土木施設過年度災害復旧事業の4,190万円につきましては、30年度に発生をいたしました災害に対するものでございます。学校教育施設整備事業の1,890万円につきましては、砥部小学校の屋内運動場石綿除去事業に対するものでございます。社会福祉施設整備事業の4,620万円と、次の施設整備事業一般財源化分の2,360万円につきましては、麻生保育所改築事業に対するものでございます。合併特例事業の5億1,390万円につきましては、中央公民館の耐震・改修事業に係るものでございます。緊急防災・減災事業の2億8,790万円につきましては、防災行政無線の更新、排水ポンプ車の購入などに



対するものでございます。過疎対策事業の6,180万円につきましては、町道仙波線道路改良事業、そして広田地域簡易給水施設改良事業に対するものでございます。最後に、臨時財政対策債につきましては2億8千万円を予定しております。一般会計につきましては以上でございます。次に、国民健康保険事業特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書をお手元にお願いをいたします。予算書の1ページをお願いをいたします。議案第14号、平成31年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算、平成31年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、事業勘定24億6,152万5千円、直営診療施設勘定5,963万6千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。第3条一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3億円、直営診療施設勘定2千万円と定める。第4条歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、12ページをお願いをいたします。まず事業勘定の歳出でございます。31年につきましては対前年度1億2,502万円増加をいたしました。2款の保険給付費につきましては、被保険者が減少しているものの医療費は増加傾向にありまして、8,667万5千円増加をいたしました。また、3款の国民健康保険事業納付金、これは県に対するものでございますが、につきましても4,599万2千円増加をしております。続きまして歳入でございますが、11ページをお願いいたします。1款の国民健康保険税が4億602万円で、前年度より1,896万6千円減少をいたしました。また4款の県支出金につきましては17億9,665万円で、保険給付費の増加などに伴いまして8,786万5千円増加をしております。そのほか、繰越金が5,264万8千円増加しました。前後して申し訳ありませんが、6ページをお願いをいたします。続きまして、債務負担行為でございます。業務系システムの更改に関するもの、それと30年度以前に債務負担行為を設定したもので、32年度以降に亘るものの消費税改定に伴う増額に対するもの、2件につきまして債務負担行為を設定するものでございます。続きまして、直営診療施設勘定でございますが、44ページをお願いをいたします。国保診療所でございます。まず31年度の歳出の予算でございますが、5,963万6千円で対前年度749万2千円減少をしております。1款総務費では人件費の減少など、また2款医療費につきましては医薬品や備品で減少をしております。歳入でございますが、42・43ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款の診療収入、そして8款の繰入金が主な財源でございます。受診者等の減少等によりましてそれぞれ減少をしておるといような状況でございます。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。

○議長（中島博志）　ここでしばらく休憩します。再開は、午前11時40分の予定です。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

○議長（中島博志） 再開します。当初予算の説明を続けます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、後期高齢者医療特別会計についてご説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いをいたします。議案第 15 号、平成 31 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算、平成 31 年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,397 万 9 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。平成 31 年 2 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、8 ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。31 年度につきましては、対前年度 1,485 万 1 千円減少をしております。保険料の減少と繰越金の減少などによりまして、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金が 1,162 万 9 千円減少をいたしました。続きまして、歳入でございますが、6・7 ページをお願いをいたします。1 款の後期高齢者医療保険料が 1 億 7,736 万 6 千円と、4 款の繰入金、一般会計からの繰入金でございますが、7,834 万円がこの主な財源でございます。後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いをいたします。議案第 16 号、平成 31 年度砥部町介護保険事業特別会計予算、平成 31 年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、保険事業勘定 22 億 4,439 万 9 千円、介護サービス事業勘定 5,018 万 1 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。第 2 条債務負担行為、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。第 3 条一時借入金、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定 2 億円、介護サービス事業勘定 200 万円と定める。第 4 条、歳出予算の流用、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成 31 年 2 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、12 ページをお願いをいたします。保険事業勘定の歳出でございます。31 年度につきましては、対前年度 9,948 万 1 千円増加をいたしました。2 款の保険給付費が 1 億 799 万 1 千円増加をいたしました。居宅サービス給付費や施設介護サービス給付費の増加などが主な要因でございます。4 款の地域支援事業費では、通所型サービスの単価の減少などによりまして 613 万 7 千円減少をしております。続き

まして、歳入でございますが、10・11ページをお願いいたします。まず1款の介護保険料が被保険者の増加等によりまして5,191万6千円増加をしております。3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、5款の県支出金で増加をしております。また、繰入金につきましては、一般会計から繰入金は増加したものの、基金繰入金が大きく減少したため繰入金全体としては減少をしております。続きまして、6ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、30年度以前に債務負担行為を設定したもので、32年度以降に亘るものの消費税改定に伴う増額に対するものでございます。続きまして、56ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。31年度につきましては5,018万1千円で、対前年度330万9千円増加をしております。2款サービス事業費で、広寿会に委託しております居宅介護サービス事業委託料が増加したことなどによりまして増加をしております。この歳入でございますが、54・55ページをお願いいたします。1款介護サービス収入が4,523万3千円で、121万8千円増加をしております。さらに、一般会計から494万7千円繰入れをしております。繰入金も209万1千円増加をいたしました。介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。続きまして、とべの館特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第17号、平成31年度砥部町とべの館特別会計予算、平成31年度砥部町のとべの館特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,937万6千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、8ページをお願いいたします。歳出でございますが、31年度は329万4千円減少をいたしております。30年度のとべ動物園開園30周年記念事業といたしまして、モニュメントの工事が終了したことなどによること主な要因でございます。歳入でございますが、6・7ページをお願いいたします。ご覧のとおり、主に売店収入3,420万円と、繰越金500万円で賄っております。とべの館特別会計につきましては以上でございます。続きまして、とべ温泉特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第18号、平成31年度砥部町とべ温泉特別会計予算、平成31年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,014万9千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、8ページをお願いいたします。歳出でございます。31年度につきましては106万4千円増加をいたしました。主に燃料費の増加でございます。続きまして、歳入でございますが、6・7ページをお願いいたします。事業収入につきましては2,572万4千円を見込んでおります。また、収入が不足するために一般会計から2,321万7千円を繰り入れる予定でございます。前年度に比べまして127万2千円の減少でございます。とべ温泉特別会計につきましては以上でございます。続きまして、農業集落排水特別

会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第19号、平成31年度砥部町農業集落排水特別会計予算、平成31年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,766万2千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、8ページをお願いいたします。歳出でございますが、31年度につきましては648万7千円減少をいたしております。1款事業費が1,506万6千円で、施設の最適化構想策定委託料や、工事請負費などの施設管理運営費の減少などによりまして、648万7千円減少をいたしております。歳入でございますが、6・7ページをお願いいたします。主に、使用料手数料833万4千円と、一般会計からの繰入金1,917万6千円を充当をしております。施設管理運営費の減少などによりまして繰入金と国庫支出金が減少をしております。農業集落排水特別会計につきましては以上でございます。続きまして、浄化槽特別会計につきまして説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第20号、平成31年度砥部町浄化槽特別会計予算、平成31年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,151万3千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、予算書の8ページをお願いいたします。歳出でございます。31年度につきましては、9,151万3千円で1,858万円増加をいたしております。1款の浄化槽点検管理費では、人件費の増加などによりまして1,358万円増加をいたしました。また、2款の諸支出金では、基金への積立金が500万円増加をいたしました。歳入でございますが、6・7ページをお願いいたします。1款の事業収入が6,810万8千円で保守点検料が減少したものの、新たに天神集中合併浄化槽の施設管理料が増加したことなどによりまして、424万5千円増加をしております。また、4款の繰入金でございますが、一般の浄化槽の保守点検に必要な経費に対しまして、保守点検事業運営基金を1,500万円繰り入れております。浄化槽特別会計につきましては以上でございます。以上で、私からの説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 西松上下水道課長。

○上下水道課長（西松伸一） 続きまして、議案第21号、第22号についてご説明申し上げます。はじめに、議案第21号、平成31年度砥部町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。1ページをお開きください。第1条、平成31年度砥部町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条は、業務の予定量を定めております。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入は、第1款下水道事業収益、合計3億1,461万円、支出は、第1款下水道事業費用、合計2億9,412万5千円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,325万5千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額

2,172万7千円と過年度分損益勘定留保資金1億1,152万8千円で補てんするものとする。収入は、第1款下水道資本的収入、合計額4億825万4千円、支出は、第1款下水道資本的支出、合計額5億4,150万9千円でございます。次のページをお願いいたします。第5条、債務負担行為の設定でございますが、砥部浄化センター等維持管理業務を引き続き民間委託をいたします。期間は平成32年度から平成34年度までの3カ年とし、限度額は1億4,439万2千円です。平成31年度末で維持管理契約期間が終了するための措置でございます。第6条、企業債でございますが、起債の目的は公共下水道整備事業費、限度額は2億2,550万円で、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。第7条、一時借入金の限度額は5億円と定めております。第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第9条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で5,597万6千円としています。第10条、他会計からの補助金で、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億1,600万円と定めています。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第21号の説明を終わります。続きまして、議案第22号をお願いいたします。平成31年度砥部町水道事業会計予算についてご説明いたします。1ページをお開きください。第1条、平成31年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条は業務の予定量を定めております。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入は、第1款水道事業収益、合計額3億4,964万7千円、支出は、第1款水道事業費用、合計額3億4,453万8千円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,257万1千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額404万7千円と過年度分損益勘定留保資金1億7,852万4千円で補てんするものとしたします。収入は、第1款下水道資本的収入、合計額6,554万6千円、支出は、第1款下水道資本的支出、合計額2億4,811万7千円でございます。次のページをお願いいたします。第5条で、一時借入金の限度額は2億円と定めています。第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第7条で、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で4,616万6千円としております。第8条で、たな卸資産購入限度額は1千万円と定めています。平成31年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第22号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第13号から議案第22号までの平成31年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって議案第 13 号から議案第 22 号までの、平成 31 年度当初予算 10 件については、16 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。

よって予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり、選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用しまして、予算特別委員会を開催し、正副委員長の内選を行ってください。

午後 0 時 0 分 休憩

午後 0 時 1 分 再開

○議長（中島博志） 再開します。予算特別委員会正副委員長の内選結果が、議長の手元にまいりましたので報告します。予算特別委員会委員長に西岡利昌君が、副委員長に井上洋一君が内選されました。ご協力のほど、よろしく願いたします。各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、3 月 13 日の本会議で願いたします。

~~~~~

日程第 27 平成 30 年請願第 2 号 主要農作物種子法の復活を求める請願
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 27、平成 30 年請願第 2 号、主要農作物種子法の復活を求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 審査結果についてご報告申し上げます。平成 30 年第 4 回定例会において、産業建設常任委員会に付託され継続審査となっていました、平成 30 年請願第 2 号、主要農作物種子法の復活を求める請願について、1 月 18 日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。請願事項は、主要農作物種子法を復活させることを政府に強く働きかけることとあります。協議において、種子法は廃止となっているが、愛媛県では要領を制定し、現実的には支障がないのではないかと、民間企業の優れたノウハウにより品種改良されており、競争がある方が良い品種ができるのではないかと、との意見があり、採決の結果、平成 30 年請願第 2 号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番佐々木隆雄です。議長の許可を得まして、ただいまの委員長の請願否決の結果に対して、反対の討論をさせていただきます。少し、請願のこの文章にも重なる部分がありますが、冒頭のところに、この主要農作物の種子法は、米、麦、大豆など主要農作物の品種改良を国、都道府県の公的研究機関が行い、良質で安価な種子を農民に安定的に供給してきた制度で、1952年にスタートし、北海道から九州まで、各県の自然や気象条件に合った米、麦、大豆の多様な種子が開発され、農民に安く安定的に供給されてきましたが、2016年になって突然、都道府県が開発した品種は、民間企業が開発した品種よりも安く供給することが可能だから、競争条件が対等ではないとあって、ついに2017年には、短時間の審議で廃止を強行いたしました。しかも、公的研究機関が開発し、国民の共有財産である種子のデータを民間事業者に提供することまで義務づけているようです。2017年の11月に農林水産事務次官通知というものが出されました。それによると、都道府県が開発してきた米品種は、家庭用ばかりで、外食産業用や輸出用は開発していない、民間業者、これはいわゆる大手の化学企業やアメリカの多国籍企業等が開発した品種を、都道府県は推奨品種としていない。だから民間業者は、今後の品種開発に意欲が湧かない。これでは、我が国農業の国際力強化のための、官民が総力を挙げて、種子の開発、供給体制を構築することはできない。その最大の障害が種子法だ。このように次官が言っております。先ほどの報告にもありましたが、愛媛県でも、種子法が廃止されたが、県独自に県主要農作物採種事業要綱、そういうものをつくり、例年通りの予算を確保し種子生産を行う、このように述べております。新潟、埼玉、兵庫県では条例もできました。その他の県が要綱あるいは要領などを策定し、すべての都道府県が従来通りに種子を供給すると言っております。国会では、昨年5月19日に、野党6党が種子法復活法案を共同提案しております。これらのことは、種子法の廃止が現場とはずれている、そうことを示したものではありませんでしょうか。私たちがスーパーで買う野菜の種子は、多国籍企業が外国で採種したものへとどんどんと変わってきております。日本の米の種子もこれからはひょっとしたら大手農薬会社が作ったものや、多国籍企業が作ったものになる、そのような恐れもあります。生涯にわたり安心できる農作物確保のため、種子法復活を求める地方からの声を届けることも、この砥部町議会として果たす役割のひとつではないかというふうに私は考えております。そのことを申し述べ、政府関係省庁に請願を提出すべきだという立場で討論を終わります。

○議長（中島博志） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。4番東勝一君。

○4番（東勝一） 4番東勝一でございます。それでは、平成30年請願第2号、主要農作物種子法の復活を求める請願につきまして、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論いたします。主要農作物種子法の廃止後においても、県の要領等によって、優良

な種子の生産及び普及、流通を促進するための措置が講じられており、現在は、安心・安全な作物の安定的な供給ができています。請願で懸念されているようなことは担保されておりますので、主要農作物種子法の復活は必要ないと考えます。以上により、平成30年請願第2号につきましては、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対するものでございます。以上でございます。

○議長（中島博志） 他に討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中島博志） 討論を終わります。

採決を行います。平成30年請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。平成30年請願第2号を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（中島博志） 起立少数です。ご着席ください。

よって平成30年請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後0時10分 散会

平成 31 年第 1 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

| | | | |
|--|--|--|--|
| 招 集 年 月 日 | 平成 31 年 2 月 26 日 | | |
| 招 集 場 所 | 砥部町議会議事堂 | | |
| 開 会 | 平成 31 年 2 月 26 日 午前 9 時 30 分 議長宣告 | | |
| 出 席 議 員 | 1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志 | 2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男 | 3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好 |
| 欠 席 議 員 | 8 番 松崎浩司 | | |
| 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三 | 副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 前田正則 庶務係長 楠 耕一 | | |
| 傍 聴 者 | 5 人 | | |

平成 31 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

日程第 1 一般質問

・散 会

平成 31 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 31 年 2 月 26 日 (火)

午前 9 時 30 分開議

○議長 (中島博志) ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入る前にご報告いたします。8 番松崎浩司君から欠席届が提出され、許可したことをここにご報告いたします。



日程第 1 一般質問

○議長 (中島博志) 日程第 1、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に、要領よくまとめ、質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、その旨を告げ、議長の許可を受けてから発言をお願いいたします。それでは、質問を許します。10 番西岡利昌君。

○10 番 (西岡利昌) 10 番西岡でございます。2 問質問をいたします。まず第 1 問は、河川氾濫防止の対策についてお伺いをいたします。近年、気候変動による豪雨災害が頻繁に発生しています。特に、昨年夏に発生した豪雨による河川氾濫を教訓として、対策を考えなければなりません。そのためにも、近隣市町村と連携して県を通じて国にはたらきかけ、重信川の堤防のかさ上げや補強、川床を下げるのが急務であると考えます。地震は天災の部分ですが、河川氾濫は人災の部分が大いだと思います。国や県、町にとっても、住民の生命と財産を守ることは最優先すべきであり、河川氾濫の防止についても対策を講じる必要があると考えますが、町長のご所見をお伺いします。続きまして第 2 問、今後の下水道の整備についてをお尋ねいたします。昭和 30 年に入って経済成長が進むにつれて、インフラ整備も進行しました。最初は大都市から始まり、その後、地方都市へおよび、そしてその周辺の市町村へと広がりました。今回はその中で下水道の整備について質問をいたします。本町の上水道は長い年月が経っているため、全国の自治体と同様に近い将来、また、現に必要となっている改修費用の負担は大きくなっており、下水道についても同様の経過をたどると考えます。本町の下水道の整備は着工してからの経過年数が浅いので、整備済みの自治体で生じている問題を良く研究し、今後の下水道の整備について考える必要があると思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上です。

○議長 (中島博志) 佐川町長。

○町長 (佐川秀紀) 西岡議員のご質問にお答えします。はじめに、河川氾濫の防止対策についてのご質問ですが、本町においても昨年 7 月の西日本豪雨により甚大な被害を受け、治水事業の重要性を再認識したところでございます。西岡議員ご指摘のとおり、重信川は急峻な河川であり、洪水が発生するたびに土砂が堆積することから、川床を下げることは、私が

町長に就任して以来気にかけていたことであり、昨年11月に、東京で開催された治水事業全国大会に出席し、国土交通省及び地元選出国會議員に、治水事業の推進と予算の確保を強く要請してまいりました。その結果、今国会におきまして、重信川と砥部川の合流地点周辺の川床の掘削事業につきまして国の補正予算が成立し、今後、調査設計を経て工事に着手する予定となっておりますので、ご理解いただければと思います。次に、今後の下水道の整備についてのご質問ですが、本町におきましては、現在、公共下水道の処理区域を拡大しており、平成38年度までに都市計画区域内の整備完了を目指しているところでございます。また、既存の施設につきましては、整備後8年しか経過していないため、近い将来での大規模改修は見込んでおりませんが、平成43年頃には機械や電気設備の更新が必要になると思われます。施設等の改築や更新の必要性は十分認識しておりますので、適正な管理・運営を行いながら、施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。以上で、面岡議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 今、町長から国土交通省ですか、国会で陳情されて、砥部川との合流点の河川の土砂を撤去して、するということはできているんだというふうに今言われましたけれども、それでは抜本的なことにはならない。そして費用もかかります。そういうこともとりあえずは大切なんですけど、私が思うのには、昭和30年代の半ばですかね、高度成長時代に、昔は重信川の土砂をとって、砂利を使ってコンクリ採りしていたんです。それで、その後だいぶ川床が下がって、そういう堤防が崩れるというか崩壊するようなことになったので、採石場みたいなのができました。川内のほうに。そういうふうにして、禁止をされてから半世紀以上経ったんじゃないかなと。もう40年ぐらいですかね、42年ぐらいに禁止に、砂利はとったら堤防が崩れるから駄目だよということになりましたけれども、その後ずっと掘ってませんからすごい堆積をしてきました。だからそれをですね、重信から工区に切って、ある程度、国交省が権利金を取ってですね、採石業者が申請をされたら許可を与えて、また昔のように砂利をとって使う、持続可能な再生利用をするような、そういう陳情をされたらどうかなと思います。そこらへんの町長のお考えをお願いしたいのですが。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 第2質問についてお答えをいたします。面岡議員さんご質問のとおり、以前は重信川につきましても、砂利の採取をしていた時期がございます。昭和42年頃に禁止になったというふうなことでございまして、その禁止の状態につきましては、河床の局所的な深掘れというふうなことで、河川の氾濫等が増えたというふうなことで、堤防を守るためにということで砂利の採取を禁止したわけでございますけれども、今現在は国土交通省さんに言わせると、あまり堆積はしておるんではないというふうには言っておるんですけども、今、公共の手で河床掘削をしておるというふうなことで、先日もちょっと、国土交通省の松山工事支部の河川に行ったんですけども、そういうお話も話題にのぼっておりますので、今後、そういうことができるかどうかは十分検討課題だと思いますので、検討してまいりた

いというふうに思っております。

○議長（中島博志） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） それはなるべく早くしていただいたら。そんなに費用はかかるんじゃないし、逆に、そういうふうに業者から権利金をいただいたら、貰えるほうですから。金を取って整備ができていくということですから。これはなるべく急いでやっていただくようお願いをしていただいたらなあというふうに思います。次に、下水道整備について伺いをいたします。今、途上でどんどんと進んではおりますけれども、費用対効果のある家もたくさんある。そういう家は、下水道を延長していつてですね、することは大切なことだと思いますけれども、細部にわたってあまり家もない、そういうところまではそろそろと考えていただいて、そういうところには合併槽とかいうものに補助をだして進めていくというほうの、両方の考えをされたらどうかというふうに考えますが、町長のお考えをお願いします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 現在もそういう方向で進めておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（中島博志） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） 参考までに調べました。合併槽はBODいうんですか、酸素供給量だけが下水道の問題にはならないと思うんですが、この前もらった資料では、それが浄化槽では20%以下で、下水道は10%以下になるんだというようなことで、だから下水道がきれいなんだというふうな解釈をされておるようですけれども、今の合併槽も費用をだせば下水道と同じ能力を持った合併槽もできるんですよと、そういうものもありますから、そういうふうにしても下水道と同じにしたいのであれば、合併槽に補助をだして、もっとより性能の高い合併槽もできますから、そういうことも考えていただいて、ある程度のところで下水も考えられたらどうかというふうに思います。答弁はおりません。そういうことでよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 10 番西岡利昌君の質問を終わります。次に、5 番菊池伸二君。

○5 番（菊池伸二） 5 番菊池伸二でございます。議長の許可を得ましたので一般質問させていただきます。まず質問1ということで、観光危機管理の充実をということです。多くの観光地を有するわが国にとって、観光業は主要産業となっています。政府は東京オリンピック・パラリンピックが開かれる2020年までに、年間の外国人観光客を4千万人に増やすことを目標とし、観光立国の実現を目指しています。こうした中であって、昨年9月には、台風21号の上陸による影響で関西国際空港が一時閉鎖され、北海道胆振東部地震による影響で道内全域が停電となるブラックアウトが発生し、観光業にも大きな影響を及ぼしました。とりわけ外国人観光客に対する災害時の対応に、大きな課題を残しました。災害の多い我が国においては、観光の危機管理は重要で、各自治体における観光客に対する防災や、災害時の支援体制などを再確認するべきと思われます。そこで町長にお伺いいたします。まず1、地域防災計画に、観光旅行者に対する避難場所・避難経路などが定められているのか。2、地域

防災計画に外国人観光客への通訳ボランティア等、情報伝達に関する事項が整備されているのか。3、観光関連施設の耐震化はどのようになっているのか、以上3問お願いいたします。次に質問2、小児インフルエンザ予防接種費用の助成をです。インフルエンザは例年12月から3月頃に流行し、1月から2月に流行のピークを迎えます。予防接種による効果が出るまでに2週間程度を要することから、12月中旬までに予防接種を終えることが望ましいと言われております。ただ、予防接種は健康保険が適用されないので、全額個人負担となっております。1回の予防接種にかかる費用は、全国平均で約3,500円となっております、特に6ヶ月以上13歳未満の子供の場合は2回の予防接種が必要で、子どもが多い家庭ではかなりの負担になり、何とかして欲しいとの要望もあります。現在、高齢者のインフルエンザ予防接種には町からの費用の助成があり、1,000円の個人負担で受けることができますが、子どもに対しては助成の対象外となっております。例ですけれども、内子町では、小児インフルエンザの予防接種費用の一部助成を行っており、対象者は町内に住所がある1歳から中学3年生まで、接種期間は10月1日から1月10日まで、個人負担は1,000円となっております。本町においても、財政負担が大きいとは思われますが、1歳から15歳までの子どものインフルエンザの予防接種費用を町が一部負担する考えはないでしょうか。町長にお伺いいたします。以上2問よろしくお願いたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、観光危機管理の充実について、地域防災計画に観光旅行者に対する避難場所・避難経路などが定められているのかという質問でございますけれども、本町の計画では、指定緊急避難場所及び指定避難場所を定めておりますが、観光旅行者を対象とした独自の避難場所・避難所は定めておりません。観光旅行者につきましても、災害発生時には、住民と同様の避難場所・避難所を利用させていただくことを想定しております。避難経路につきましては、災害の種別や程度、被災場所、避難所の開設状況等によって異なることから、計画で具体的な経路は定めておりませんが、避難ルートを多言語で視覚的に表示できる愛媛県公式無料アプリ、ひめシェルターの活用を県とともに推進しているところでございます。次に、地域防災計画に外国人観光客への通訳ボランティア等、情報伝達に関する事項が整備されているのかとのご質問ですが、計画では、通訳等の外国人支援活動をボランティアの果たすべき役割の一つとして位置付けており、社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業を通して、外国人支援を行うこととしております。次に観光関連施設の耐震化はどのようになっているのかとの質問ですが、本町が所管する観光関連施設は、すべて新耐震基準に適合しております。参考といたしまして、峡の館、農村工芸体験館、ふるさと研修の宿、砥部焼伝統産業会館、陶芸創作館、とべ温泉、とべの館につきましては耐震化が適合しております。次に、小児インフルエンザ予防接種費用の助成についてのご質問ですが、子どものインフルエンザ予防接種は、昭和37年から、園児・児童・生徒を対象に集団接種が実施されておりましたが、現行のワクチンでは、社会全体の流行を完全に阻止できるという十分な研究データがないことから、平成6年に予防接種法の対

象から除外をされました。一方で高齢者につきましては、発症防止と重症化防止効果が確認されたことから、平成13年に予防接種法の対象に位置付けられました。これを受け、本町におきましても自己負担1,000円の助成を開始しているところでございます。子どものインフルエンザ予防接種費用の一部負担につきましては、今後の国の動向を見ながら、適切な時期に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で、菊池議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。観光客、外国人、特に砥部町としても、例えば避難場所・避難経路は一般人と同じようにということで指導をするということです。また、昨日のある会合でも、町長も知事さんもおっしゃってたんですけども、今回、台湾との直行便が開設されたということで、砥部町にも砥部焼体験として来られる外国人客が大いに見込まれるのではないかとのお話でした。そこでやはり、英語とか米語とかは喋られる方多いんですけども、これからは中国の広東語、台湾の台湾語いうんですか、そこらへんの習得した方も必要じゃないかと今後思われるんですけども、町長、そのへんいかがでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの質問でございますけれども、当然多言語化というふうなことで、おそらく愛媛県に来られるお客さんは、もちろん英語圏も多いんですけども、中国、韓国、台湾といった観光客多いというふうなことで、観光施設に対する多言語化もこれからは必要だというふうに思っておりますので、そういったことが、皆様方来られたら当然、被害に遭うこともありますから、そういったことも含めまして観光施設とかそういったところについての多言語化、これはおそらく愛媛県もそういう方向に進んでいくであろうというふうに思っておりますので、砥部町もそういう方向で十分検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（中島博志） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。砥部町もこのように、愛媛県とタイアップして観光客に迎えるという体制はできていると思っておりますので、今後とも来てよかったと、町長よくおっしゃられるんですけど、砥部町、愛媛県にさせていただけるように、心よりよろしくお願いいたします。ありがとうございます。次に、小児インフルエンザの予防接種費用ということなんですけども、最近知ったのは内子町ですけども、愛南町とか、例えば新居浜市だったかな、記憶が定かでないんですけども、試験を受ける方の接種費用を無料でしたか、しようという計画もあると思っております。そこでやはり、砥部町に住まれてる方で、お母さん方からの要望が多いのは、3人、4人いると平均3,500円の接種料は大変なんで、なんとか、タダとは言わないんですけども、せめて1,000円ぐらいになんとか、町としても財政のことは厳しいとは皆さん分かっているんですけども、何とかしてほしいという要望がかなりございますので、町長その点を深くお願いしたいんですけどもいかがでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、私も、菊池議員さんから質

問が出た折に、いいことだなというふう考えたわけですが、担当のところから十分話を聞きますとですね、先ほども述べたように、平成6年から子どもに対する予防接種の効果が確実じゃないというふうな国の判断だそうでございます。それで、お年寄りにつきましては効果があるというふうなことで、重症化を防ぐというふうなことで、そういったことで答弁をさせていただきましたが、私も予防接種してますけど、おそらく効果はあるんだろうというふうに思っておりますので、子ども達の費用負担については十分に検討させていただきたいというふうに思っておりますのでご理解ください。

○議長（中島博志） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。町長も前向きということで判断させていただくかなと思うんですけども、私も担当課のところに行って、どうして子ども達が接種の対象にならないかということは課長から伺って、なるほどなとは思っているんですけども、そこらへんはやはり、町民の一住民として、そういう要望があがっているということには間違いないので、是非とも、町長も前向きにということでおっしゃっていますので、是非そのことを期待しながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 5番菊池伸二君の質問を終わります。次に、2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） 2番佐々木公博でございます。議長の許可をいただきましたので、2問質問させていただきます。まず1問目ですけれども、避難所における対策についてお伺いいたします。皆様もご承知のとおり、昨年、大阪府北部地震・西日本豪雨・台風21号・北海道胆振東部地震など、大規模な自然災害が相次ぎ発生をいたしました。特に西日本豪雨・台風21号では西日本を中心に甚大な被害が発生し、本町においても避難所へ避難された方がいらっしゃいました。南海トラフ巨大地震の発生が近年叫ばれる中、大規模災害発生時における避難所の果たす役割は重要と考えております。しかし、万一ライフラインが寸断され、各避難所で長期間の停電が発生した場合、避難生活に支障をきたす恐れがあります。また、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になっていることから、ペットが飼い主の心の拠り所になる場合があり、災害時にペットと一緒に避難したい方もいらっしゃいます。環境省の災害時におけるペットの救護対策ガイドラインでは、災害が起こった時に飼い主はペットと同行避難することが基本と記載されています。一方、避難者の中には、動物が苦手な方や動物アレルギーの方もおられる可能性があり、その方と同じスペースで避難生活を送る場合、特別な配慮が必要と思われれます。そこで、長期停電時の予備電源の確保はどのようになっているのか、2、ペット同伴避難者への対策はどのようになっているのか、町長にお伺いいたします。2問目でございますが、耕作放棄地対策についてお伺いいたします。農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が年々増加しています。耕作放棄地の増加は有害鳥獣のすみかになるだけでなく、害虫の発生など農業環境に悪影響を及ぼしています。耕作放棄地を整備し、新規就農者へ斡旋、また各地区の営農組合等への賃貸など対策が急務と考えますが、耕作放棄地対策について町長の所見をお伺いいたします。以上2問、よろしくお伺いいたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木公博議員のご質問にお答えします。はじめに、避難所における対策についてのご質問ですが、まず一つ目の長期停電時の予備電源の確保でございますが、現在、町が指定している避難所は、小中学校を中心に 27 箇所ございます。このうち、非常用電源を備えている避難所は、砥部中学校の体育館のみでございます。長期の停電に対応できるものではございません。長期の停電に対応できる非常用電源を各施設へ整備することは財政的にも厳しいため、町所有の発電機や災害協定に基づく業務用発電機のレンタルなどにより対応することを考えております。二つ目のペット同伴避難者への対策についてですが、佐々木議員のご指摘のとおり、避難者の中には、動物の苦手な方や動物アレルギーの方もおられる可能性があります。飼い主は、災害時でもペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく適正に飼養管理する責務を負っていることから、ペットの同伴避難にあたっては、飼い主の日頃のしつけや健康管理がとても重要です。今後とも、人と動物の共生する社会づくりを推進するため、平常時から行うべき対策や災害時の同伴避難について、飼い主等への指導や普及啓発を行うとともに、県獣医師会や保健所などと連携して、災害時のペット同伴非難を支援してまいりたいと考えております。次に、耕作放棄地対策についてのご質問ですが、現在、北川毛の角谷地区において、農地中間管理機構及び愛媛県と協力し、農地整備事業の計画を進めているところでございます。この事業は、耕作放棄の進む急傾斜の畑地を造成することで耕作しやすい農地にし、農地中間管理機構を通して、新規就農者を含めた担い手へ貸し出すことにより、農地集積を図るものでございます。造成工事が、農家の負担が無く行えるということで、今後の耕作放棄地対策として、大いに期待されるところでございます。また、地域農業の中心である認定農業者に対しては、補助単価の上乗せや農業機械や施設の導入に対する支援を行うなど、一般農業者より優遇した施策を実施し、ここ 3 年間で新規認定農業者は 13 人となっております。さらに、新規就農者を支援するため、農業用機械・設備の導入の支援、就農初期段階の農業経営を安定させるために交付金による支援も行っております。以上で、佐々木公博議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 2 番佐々木公博君。

○2 番（佐々木公博） ありがとうございます。まずですね、避難所の関係でございますけれども、長期停電時においてですね、各業者と連携はしておるということですが、業者のほうも、万が一、橋が崩落したとかいうときに避難所まで来れないという可能性がございます。特に、避難所で考えておりますのが、各小学校・中学校の体育館が重点になるかと思うんですけれども、やはり、1 週間、2 週間の停電が発生した場合、避難者の方の体調面であるとかいうことを危惧することがたくさんあるかと思っております。昨年、台風 21 号におきましては、大阪府の箕面市におきましては、小中学校の体育館にですね、LP ガス、GHP、ガスエンジン、ヒートポンプとですね、発電機を導入して避難所を開設したそうでございます。特に、LP ガスにつきましては、ガスボンベになるんですけれども、大変、災害時にも強い電源というふうに考えておりますので、多少、費用はかかるんですけれども、GHPを導入してはどうかと提案させていただきますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） さきほどの質問のなかで、2週間、3週間の長期になるというふうなことでございますけれども、電気についてはご存知のように公共用電源というふうなことで、おそらく電源の設置の人も、早期の復旧を十分、県を通して考えていくであろうというふうに思っておりますので、長期に停電をするというのは私どものほうで対応をするというのは、これは愛媛県全体で考えていくことだろうというふうにも思っております。LPガスにつきましては、電源の材料をLPガスというふうなことでございますけれども、それに伴う施設が必要であろうというふうに思いますし、費用がかかるというふうなことで、今あるディーゼルエンジンによる電源で、LPガスで、いろんな方向から、今、中学校しかないというところでございますけれども、レンタルだけでは賄えないというふうなこと、そういったこと十分検討して、今後、整備ができるのであれば検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（中島博志） 2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） ありがとうございます。続きましてですね、ペットの関係でございます。獣医師会とか、いろんなこと連携を図っているという回答をいただいたわけなんですけれども、やはりペットのなかには、避難所ですね、普段と違う環境によってですね、普段吠えない犬が吠えとか、人に噛みつくとかいうふうなことが発生する可能性が多々あるかと思われま。そこでですね、是非ひとつ、昨年、宮内校区におきまして、砥部中学校を中心に避難所開設、また避難訓練が開催されました。そのようなことで、ペット同伴避難を早急に開催していただいておりますね、特にペットを飼われている方を中心ですね、普段どのような非難をすればいいのかという体験をしていただいたほうがですね、より分かりやすい、万が一のときの避難にもできると思いますので、ペット同伴の避難訓練をされてはどうかと思うんですけれども、その点どうお考えでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ペットの避難訓練ということでございますけれども、今こちらのほうでペットの避難訓練に対応するノウハウを十分持ち及んでないというふうなことで、すぐにペットの避難訓練をするというふうなことよりも、ずっと日本でも災害が起きておるわけですから、そういったところでペット避難をどういうふうにしたかというふうなところを十分、担当のところで研究をして、その後、こういう避難のことをすればいいというふうなことでありましたら訓練するというのもやぶさかではございませんけれども、今すぐペットでどういうふうな避難訓練をするかというのは時期尚早かなというふうに思っております。

○議長（中島博志） 2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） ありがとうございます。我々、防災士のなかにもですね、やはりペット同伴訓練、避難訓練をしたほうがいいという意見が多々出ておりますので、またその点でもですね十分考慮していただいて、ペット同伴避難訓練をしていただくようお願いいたします。若干、避難所の関係で本来とはずれるんですけれども、各自主防災組織がですね、避難所を開設するときですね、各小中学校まで避難できればいいんですけれども、各地区の

集会所が避難所となる場合も多々あるかと思えます。そのときにですね、地元の防災士が避難所を開設するとか、重要な役割を担っているというふうに考えております。そこで、防災士の皆さんにですね意識統一ではないんですけれども、意欲を高めていただくためにですね、防災士の皆様方にですね、統一のユニフォームを作っていただいでですね、必要な方に配布するというふうなことを提案したいと思えますけれども、若干本題とはずれるんですけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ユニフォームの前に、防災士の自主避難というふうなことで、自主防災組織が避難所の開設というふうな、これは今、一般的に災害につきましては、自助、共助、公助というふうなことを言われておりますけれども、やはり、自助、共助が大切であろうというふうなことで、防災士の皆様は地域に根ざした、住民の皆様方をいち早く救助をしていただいたり、誘導をしていただくというふうなことで自主防災士の皆様方が、自助、共助の対する役割を果たしていただくというふうなことは十分必要なことだというふうに思っておりますので、その点またよろしく申し上げます。ユニフォームにつきましては、誰が見ても分かりやすいというふうなことで、十分検討させていただきます。

○議長（中島博志） 2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） ありがとうございます。是非、検討していただいたらと思います。続きまして2問目のですね、耕作放棄地対策でございます。先ほど、町長の答弁のなかでですね、北川毛におけます農地中間管理機構、農地バンクですけれども、これによりまして園地を整備し、新規就農者へも貸し出しをするという答弁があったかと思うんですけれども、昨日の愛媛新聞にですね、宇和島市の吉田地区のことが愛媛新聞に記載をされておりました。そのなかではですね、この農地中間管理機構による園地整備につきましてはですね、地域柄ちょっと違うんですけれども、導入の目的は、後継者不足などを見据えた農作業の効率化と記載をされております。砥部町とは若干、環境は違うわけなんですけれども、後継者不足のために年配者の方でも農作業がしやすい園地を造るというふうに記載をされておりました。北川毛につきましてもですね、今回できるわけなんですけれども、是非、新規の就農者の方もですねお借りをできるように対策をとっていただきたいと思えます。実はですね、えひめ中央農協におきましては、新しい担い手対策のために、新規就農研修センターという研修制度を設けております。これは、平成25年度から導入されておまして、平成25年から30年までの6年間、この研修園地で49名の方が研修をされ、うち25名の方が就農をされました。昨年の議会だよりの広報紙にも出とりましたとおり、砥部町におきましても1組2名の方、ご夫婦ですけれども、2名の方がこの研修制度を2年間研修されまして、その後、砥部町で就農をされました。そこで提案ですけれども、是非、その卒業した研修生をですね、砥部町に来ていただく。有効な対策だと私は考えておりますけれども、そのなかで、砥部町で農業をするという方につきまして、若干の税金の減免であるとか、農地の紹介であるとかいうふうなことをすれば、耕作放棄地の減少にもつながると思えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。先ほどの、農地中間管理機構につきましては時間もかかるというふうなことで、今言われました、新規就農研修センターで研修した人が農地を求めるといふことにつきましては、農業委員会等を通じまして十分斡旋ができるかというふうにも思っておりますので、現在の状態で農地整備をするのではなくて、現在の動態ですぐに就農できるというふうなこと、大変必要なことだといふふうに思っておりますので、その点につきましては、今現在、耕作放棄地たくさんありますから、農業委員会等通じまして斡旋、就農については十分検討してまいりたいというふう考えてます。

○議長（中島博志） 2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） ありがとうございます。私もですね、先月の終わりぐらいに用事がございまして、えひめ中央農協の本所のほうにお伺いしまして、担当者とお話しをさせていただきました。そのなかで、今現在、柑橘の研修園地につきましては堀江のほう、野菜の園地につきましては伊予市のほうであるんですけども、もし可能であれば、砥部町で柑橘の研修園地は造れないのかどうかということをお伺いしましたら、正直なところ、なかなか厳しい問題だと。研修園地を造るためにはですね、ある程度の人数が確保であるというふうなことを言われました。申し上げにくいことですが、研修生のなかにはですね、いろんな方がいらっしゃいまして、農業に適してない方もですね研修生のなかにはいらっしゃるというなかで、人材確保が一番大事ですけど、もし優秀な農業従事者になる可能性のある方が多数いればですね、砥部町で研修園地を拓いてもいいというふうな回答もいただきました。そこでご質問ですけども、もし、人材確保ができるのであれば、砥部町に研修園地を導入したいと思っておりますけれども、そこらへん町としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） そのことにつきましては、えひめ中央農協がそういう制度でやっておるといふふうなことで、砥部町でやれるというふうなことでありましたら、その農地も、どの農地を使えるかといったことについては、十分担当のところで検討をさせてですね、それが砥部町で新規就農につながって、またそれが移住につながるというふうなことについては喜ばしいことだといふふうに思っておりますので、そういったところにつきましても、また佐々木議員さんにもご協力いただきながら、えひめ中央農協との関連も十分検討してまいりたいというふうに思ってます。

○議長（中島博志） 2番佐々木公博君。

○2番（佐々木公博） どうもありがとうございました。1問目、2問目ともにですね、前向きに検討いただけるということでございますので、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中島博志） ここで、しばらく休憩します。再開は午前10時30分の予定です。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（中島博志） 再開します。一般質問を続けます。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番佐々木隆雄でございます。今回は5問準備をさせていただいております。施政方針の冒頭で、町長は就任以来の町政を振り返られ、今年は、文化とところが触れ合うまちの実現に向けて今までの取り組みをさらに強化し、進化させるとともに、目標に向けた新たな施策に取り組みますと言われました。私の提案いたしました中学校卒業までの医療費の無料化だとか、住宅リフォームの助成だとか、このようなことを実現していただいたことに感謝を申し上げますとともに、今後の町政運営にも大いに期待をいたしたいと思います。さて、町長は、子ども子育て支援の拡充・強化を施政方針のトップに掲げておられます。私は、この3期目の町議選の立候補のときに、18歳までの医療費の無料化、あるいは学校給食費の無償化など、子育て支援の拡充や強化策を掲げ当選をさせていただきました。そういった意味では、支持していただいた方の声に応えるためにも、議員としてやはり選挙に立ったときの思いを、やはりこの新年度予算の絡む、特に3月議会のところでは質問をさせていただきたいというふうに思います。まず、18歳までの医療費の無料化については昨年にも質問いたしました。今すぐ着手する考えはないが、今後、国や県の子育て支援策や、近隣市町の動向を見ながら適切な時期に検討したいとの答弁をいただきました。今後、着手するお考えについて、まず町長にお尋ねいたします。続いて関連して教育長にお伺いしたいと思います。1点目は、学校給食費の無償化、あるいは一部補助ができないのでしょうか。2点目は、就学援助の対象にメガネあるいはコンタクトレンズを追加できないのでしょうか。これが、子育て支援の提案として、まず最初の項目として質問をいたします。続いて2点目は、来年、2020年から臨時・非常勤職員が会計年度任用職員、名称を含めて変わります。この制度移行に伴って、町では会計年度任用職員の採用人数を含めた制度設計についてどのようにお考えでしょうか。町長にお伺いいたします。3点目は、砥部陶街道事業のところ、詳細はまだ私も見ておりませんが400万ほどの予算も組んでいるようですけども、平成24年度に町内の小・中学生の児童・生徒が力を合わせて、とべとべ陶街道五十三次カルタを作成いたしました。このカルタの活用の現状がどうなっているんだろうかということと、たぶんまだ余っていると思います。これを砥部陶街道五十三次スタンプラリーへの、例えば景品に使うだとかいうふうな活用などについて検討されてはいかがでしょうか。町長にお伺いいたします。4点目です。地区懇談会の開催についてということで、町民の意見を聞くために地区懇談会が平成26年度にスタートいたしました。28年度を除いて毎年開催されております。ここにありますように26年度5回、27年度5回、29年度4回、30年度1回というふうな状況です。会議録、事細かく見ておりませんが、なかなかその場その場で町民の皆さんの要望を聞き、しかも、課長さんも含めてたくさんの方が参加され、非常に丁寧な対応をされております。非常にいいことだなあというふうに感じました。28年度がなかったということも含めて、やや回数が減っておりますが、今後、この開催についてどのようにお考えでしょうか。町長にお伺いいたします。5点目は、消費税の10%に引き上げによる町民生活の影響につい

て、町長がどのように捉えておられるのか、この議会の冒頭にも挨拶のなかにも、町長も自ら、町民生活への影響はあるだろうというふうなお話はされておりましたが、いずれにせよ、10月から消費税が10%に引き上げられるというふうな予定になっております。厚生労働省の、今、国会でも揉めておりますが、毎月勤労統計調査の不正が明らかになって、増税をするという根拠が崩れているのではないのでしょうか。しかも、今回の軽減税率、ポイント還元など非常にわかりにくい内容になっていて、10%に引き上げに反対というふうな声も多数出されております。10%への引き上げによる町民生活に及ぼす影響についてどのようにお考えでしょうか。町長にお伺いをいたします。以上5点です。よろしくお願いいたします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに、子育て支援への提案についてのご質問ですが、まず一つ目の、18歳までの医療費の無償化についてのご提案ですが、平成30年第1回定例会で答弁させていただきましたとおり、病気に対する抵抗力も高い高校生世代は、年間一人当たりの医療費負担額も低いことから今すぐ着手する考えはございません。次に、二つ目の学校給食費の無償化についても私が答弁をいたします。ご提案のとおり子育て支援強化、定住促進の観点から有効な施策であると思っておりますが、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校分を合わせて約1億円の費用が必要となり、財政負担が大変大きくなります。また、町では、給食センターの建設費のほか、毎年度、調理員などの人件費や施設の管理費、給食の配送費などを負担しており、学校給食費の31年度当初予算では、保護者負担の材料費を除く約52%の経費を公費負担することにしております。さらに、経済的理由により就学困難な家庭に対しては、給食費を就学援助し、保護者の負担軽減に努めております。給食費の無償化につきましては、平成28年及び29年の定例会におきましても同様の質問をいただいておりますが、このような現状に照らし、現時点での導入は困難であると考えておりますので、ご理解いただければと思います。次に、就学援助の対象にメガネあるいはコンタクトレンズを追加できないかのご質問につきましては、私の答弁のあと教育長がお答えいたします。次に、会計年度任用職員制度についてのご質問ですが、ご承知のとおり、会計年度任用職員制度の創設は、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行うものとなっております。本町においては、現在雇用しております臨時・非常勤職員の勤務実態等の把握を行うとともに、制度移行後の適正な任用・勤務条件を確保するため、株式会社ぎょうせいの支援を受けながら、制度の設計及び移行に係る例規整備を進めているところでございます。採用人数など制度設計につきましては、この実態調査の結果をしっかりと精査し、制度に沿った形での移行ができるよう準備を進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。次に、とべとべ陶街道五十三次カルタの有効活用についてのご質問ですが、学校では休み時間などに使用し、楽しみながら町の自然や歴史を学ぶ教材として活用しており、特に、麻生小学校では、縦割り班によるカルタ大会を毎年開催するなど、学年を超えた絆づくりにも活用しております。しかしながら、カルタの製作から6年が経過し、既に廃止となっているポイントもあることから、

活用や更新につきましては、陶街道五十三次事業の今後の展開と学校や保護者の要望を踏まえて検討をさせていただきたいというふうに思っております。なお、砥部陶街道五十三次スタンプラリーにつきましては、今年の1月末現在で6,950人の皆様に完巡いただき、好評を博しております。砥部中学校では、毎年1年生全員が陶街道五十三次しらべ帖を購入し、スタンプラリーに参加することにより、砥部の素晴らしさを再認識していただいているとともに、ふるさとを愛し、そして誇りに思う豊かな感性を育てておられます。次に、地区懇談会の開催についてのご質問ですが、地区懇談会は、地域の皆様が日ごろ感じている課題や、町に協力して欲しいことなどについて、膝を突き合わせて話し合ういい機会だと思っております。今後とも、地域からの要望があれば、いつでも地域に出向き、皆様からのさまざまなご意見やご提案などを今後の住みよいまちづくりに役立てていきたいと考えております。最後に、消費税10%引き上げによる町民生活への影響についてのご質問ですが、消費税率の引き上げは、町民生活において、少なからず家計を圧迫する状況になり得ることは考えられますが、単に家計を圧迫するものと一面的に捉えるのではなく、将来を見据えた社会保障改革という観点も含め、少子高齢化社会を支えるためには、重要な財源として考えていかなければならないものだと思っております。なお、増税対策として、住民税非課税者や0歳児から2歳児を育てる世帯を対象に、購入金額に一定額を上乗せしたプレミアム付商品券の発行が予定されております。本町におきましては事業の実施に向け、万全の準備を進めてまいりたいと考えております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えいたします。就学援助の対象にメガネあるいはコンタクトレンズを追加できないかのご質問ですが、現在、砥部町においては、国が定めた区分に基づき就学援助を実施しております。メガネ又はコンタクトは国の区分外となっております。県外では、メガネを援助対象としている自治体の一部ありますが、県内ではございません。また、県外の自治体においても、医師の診断が必要であることや、援助は在学中1回のみとするなど、制限を設けている場合がほとんどでございます。本町の就学援助制度は、議会でのご提案を受け、該当要件の緩和などに取り組み、県内でも比較的手厚く援助しているものと考えております。現時点では、メガネ等の町独自区分を追加する予定はございませんが、今後の県内市町の動向を踏まえ検討させていただきたいと思っております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 昨年の11月16日でしたでしょうか。愛媛県社会保障推進協議会というところが、キャラバンということでこの町を訪問して、私も同席をさせていただきました。そのときにいろんな社会保障に関連する、県内、各市町のいろんなデータをですね、アンケートにして、一覧にしてお渡しをしてたかと思いますが、それを見ますと、18歳までの医療費補助は、通院が2016年378自治体から、2017年474自治体へ。同様に入院が399自治体から511自治体へと増えているというふうなデータがありました。県内では鬼北町が

実施をしております。全国的な流れや、いろんな財政上の問題はあろうかと思いますが、だんだんこういう流れもあるんだということは改めてここで訴えたいと思います。今すぐ難しいというふうな答弁でございましたが、こういう流れがあるということのを是非ご理解いただければと思います。それから学校給食費あたりは、残念ながらそのなかのデータにはありませんでした。残念ながら県内の状況がわかりませんでしたので、これは、私のほうも、県内の自治体のところで持ってるデータなんかを手に入れて、また報告もさせていただければと思います。就学援助についてのところでは教育長が言われましたように、この議会でもいろいろ意見がでて、確かに愛媛県内でも一番、丸の項目が多いのは間違いございません。ただ、国の対象になるならないではなくって、他の市町ではまだまだできてない部分もあるということですから、逆に、砥部町では更にここまで進んでやっていけるんだというふうなことも、是非先頭を切っていただいてですね、砥部町の良さをアピールできればというふうに思いますので、このへんを検討をいただければと思います。会計年度の任用職員の件に入りますが、愛媛県では、ほぼすでにいろんな準備に入っているようなんですが、先ほどの町長のお話で、この町議会でも条例の問題なんかも出てきますが、いつぐらいにそういう条例が出るような運びになるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。砥部町は9月議会です、条例改正等を提案をさせていただこうかというふうに考えております。以上です。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 2018年7月の総務省が出した公開文書で、町の臨時・非常勤職員はフルタイムが80人、パートタイムが232人です。会計年度の任用職員移行に伴う人数のところでは、移行後も同じような数字になっているというふうなことなんですが、これらのすべての職員が対象となるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） ただいまの佐々木議員さんのご質問に対する答えでございますが、会計年度任用職員は、今現在の、町で雇用しております常勤・短時間両方含めまして、臨時職員、それと特別職の非常勤職員という方が対象になります。今現在、臨時職員が280人程度、特別職の非常勤、これが延べでございますが790人ぐらいおいでます。そのなかで、まず臨時職員はすべて会計年度職員というふうな位置づけになります。なりますが、会計年度職員もフルタイムとパートタイムがありますので、そこでの分類はできてはくるんですが、おそらくフルタイムが今の現状の雇い方でいけば80人程度だと思います。特別職の非常勤職員延べ790人ぐらいおいでますが、これらの方々は、一部がパートタイムの会計年度職員、一部はそのまま特別職の非常勤職員というふうな位置づけで、なかには今の位置づけから委託の業務になるような部分も生じてくる可能性もございます。そういうことがありまして、フルタイムもパートタイムも合わせまして、会計年度任用職員がおそらく400人から450人ぐらいになるのではないかと想定をしております。以上です。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 特別職の非常勤職員というのはどういう仕事をされてる方を指すのでしょうか。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。特別職の非常勤職員でございますが、全部申し上げてたらきりがないんですけど、行政委員会の委員さんとして、例えば監査委員さん、選挙管理委員長、選挙関係、あと農業委員会とか、あと教育委員、そういった者と、あと附属機関の委員として区長さんとかいろいろございます。基本的に、法律とか町の条例に基づいて任命されている方、その条例で定められてないけど決められている方いろいろございますが、基本的に報酬で支払いになっている対象の方ということでございます。それで、これらの方々が先ほど申し上げましたが、一部の方々は法律・条例に基づいている方はそのまま非常勤特別職の扱いになりまして、そうでない方というのが一部委託業務になる可能性もありますし、パートの会計年度任用職員に移行するというふうな流れになると思われまます。以上です。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） まだ制度設計そのものが十分でないというふうなことなんで、あまり細かいこと質問しても難しい部分もあろうかと思いますが、あと1点だけ、この制度上です。ね、期末手当が支払いが可能になる。フルタイム勤務なら退職手当など諸手当の支給や地方公務員共済、それから地方公務員災害補償制度、このようなものが適用になるというふうになっておりますが、町ではどのような方向でお考えなんでしょうか。

○議長（中島博志） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。町でどういうふうにするかというのは、まだ議会とかに提出してからになるんですが、案といたしましては、国の示しているものに準じていくようになると思います。例えばですが、フルタイムの会計年度任用職員さんの場合は、6カ月を超えたら期末手当の対象となります。そして、退職手当につきましても6カ月を超える場合にはフルタイムの方は対象となると。そういった国の指針がありましてですね、これに準じてこちらのほうも条例改正をしていきたいと、今、現時点では考えております。以上です。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） またこの件については、条例が提案されたときに質問もさせていただきたいなというふうに思います。続いて、とべとべ陶街道五十三次カルタの関係なんですけども、先ほどのお話だと砥部中学生がたくさん完巡されたというふうなことも聞いて、改めていろいろ努力されているなというふうに感心もいたしました。作って6年になるということで、しかも、いくつかのところがなくなっているだとかいうふうなこともあるようですし、この際もう一度ですね、作り替えをしてみることも検討いただければと思います。これについては答弁はいいません。ただ、あの当時、確か1セットが1,500円というふうなことだったと思うんですね。ですから1,500円かけてせっかく作ったものですから、小学校

のように丁寧に使っていただいているというふうなこともあるようなんですけども、今、使われていないといいますか、在庫として残っているのはどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（中島博志） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。ただいま町のほうで在庫を持っているものが、教育委員会で2箱、それと支所のほうに5箱、計7箱となっております。ほかの部分につきましては各学校等に無償配布、また個人に販売しておる状態でございます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 作った当初の時点では、100 ぐらい残っているというようなことだったんですが、今7セットというようなことで、ほとんどさばけてるなというようなことで安心をいたしました。さっきも言いましたんですね、少しポイントが変わったりというふうなこともありますんで、新たな作成については検討をお願いしたいというふうに思います。地区懇談会については町長も言われましたように、町民の方と膝を交えて、いっぱい声を聴いていうことで、いい機会ですから、引き続いて今年も是非、多くの町民の方から町長に声をかけていただけるように呼びかけも強めていただければと思います。あと、消費税の関係のところでも少しお聞きしたいと思うんですけども、例えばですね、今回はいただいた消費税のすべてお返しする形で対策を行うというふうなことを総理は言われたようです。景気対策としてポイント還元や複数税率導入を宣伝しております。でもすべてお返しするということであれば、最初から導入する必要はないんじゃないかなというふうに思うんですが、そのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 総理の答弁でございますので、それがすべてかどうか、ちょっと私が答えにくいところがありますのでよろしく申し上げます。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 今回、国税庁がQ&Aを出しております。実際に見てみましたが、目次と表紙を除いても本文だけで67 ページありました。ずっと見ても嫌になるんでやめたんですけども、それぐらい非常に複雑なんですね。よくいろんなマスコミの方々やテレビの番組でも、あれを買った場合にはどうなるこうなるというふうなことをよくやっていますが、例えば持ち帰りは8%で、その場で食べれば10%ですと。それから、生きた豚は10%ですけども、これが肉になって売られるようになると8%のまま。水道料金は10%ですね。ところがペットボトルの水は8%だとか。具体的な名前でも申し訳ないんですけども、オロナミンCは8%でリポビタミンDは10%になるだとか。さらには、例えば新聞は8%のままなんですけども、最近はデジタル版なんか増えてきましたが、これについては10%になるというふうなことでですね、今言いましたように国税庁のQ&Aを見てても、本当にこれを実施するには大変な混乱が予想されるんじゃないかなというふうに今感じております。それから、キャッシュレスの決済に対応できない、それからカード会社に支払う手数料が心配、キャッシュ

レスになると商品が売れてから現金がすぐは入ってきませんから、何カ月か先になってしまうというふうなことで、商売をされてる方からも不安の声も出されております。日本スーパーマーケット協会など流通3団体は、ポイント還元の見直しを求める意見書を政府に出してるのはご存知かと思えます。さて、少し消費税のこの採用されてからの30年余りの税収がどうなったのかを見てみたいと思えますが、372兆円消費税で入ってきております。片方で法人3税、法人所得税、事業税、住民税、これらの合計で減収で291兆円になってると。消費税で約400兆円近く入ってきたんですが、実際にはそのうちの8割にあたる部分が、社会保障のためではない、大企業の法人税等の減収の穴埋めにされてるとというのが実態ではないでしょうか。もう少し見てみます。消費税が導入される前では、労働者本人の窓口負担は1割でした。今3割です。高齢者の窓口負担は、外来で当時は定額800円でした。今、前期高齢者は2または3割、後期高齢者は1または3割でしたかね。それから、国民健康保険料はあくまでも平均なんですが、一人5万6,732円から現状では9万3,203円。相当上がっております。厚生年金の支給年齢もご存知のように60歳でしたが今は65歳。これからますますっと高齢化しようじゃないかというふうな話も出ているようです。そのほかありますが省略をいたします。あと町長が、社会保障のためというふうなことで必要じゃないかというふうに言われましたんですが、介護保険料がもともとはなかったですね。今これは全国平均ですけど5,869円というふうなことで、必ずしも社会保障がよくなったなんていう事例ではないんだと思うんですね、今私が滔々と申し上げた数字は。これがもともと消費税導入のきっかけになったのが、社会保障のためにお金があるんだからというふうなことで出されて、導入されたわけなんですけども、実態は今言ったような数字で、本当に社会保障がよくなっているということがないと思うんですね。それについて町長、実感としていかがお感じでしょうか。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今、国においては、社会保障が毎年毎年伸びておるというふうなことで、それに対する税の対策というよりは、今、十分国会でも検討しておるというふうなことでございますので、そうであろうというふうに思っております。以上です。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 滔々と申しましたが、やっぱり消費税を10%に引き上げるよりも、このアベノミクスの名のもとにさんざん儲けた富裕層というのがあります。そういうところとか、大企業への優遇税制にメスを入れるというふうなことが今求められるのではないかと、いうふうに思います。例えば、富裕層の株の儲けに欧米並みの課税をすれば、約1.2兆円の新たな財源を見出せるそうです。今、大企業では400兆円を超える内部留保を抱えておりますが、もう少し中小企業並みの税負担率を求めれば4兆円は増えます。合わせると5.2兆円にもなります。消費税10%への増税分の税収はこれだけでも確保できるわけです。自治体のトップとして町長から是非国のほうに対しても、引き上げるべきは消費税ではなくって、儲けてるところへの増税をしたらどうだというふうな声を届けていただきたいということを要望して質問を終わります。

○議長（中島博志） 6番佐々木隆雄君の質問を終わります。次に、3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 3番原田公夫でございます。議長の許可を得ましたので2問質問させていただきます。まず1点目、加速する高齢化に対する取り組みについて。少子高齢化が進む中で、子育て世代に対する取り組みについては着実に進んでいると思いますが、同時に独居高齢者の増加に対する取り組みとして、地域コミュニティの充実も必要ではないかと感じています。地域による課題は多種多様であり、例えば高市地区と高尾田地区では大きく異なると思いますが、高齢化が進むなかでも活性化している地域もあります。本町の場合、高齢者対策として、どのような政策ビジョンを持っているのか、町長にお伺いします。2点目、介護保険制度の先行き不安について。先日、役場から介護保険被保険者証が送られてきました。私もつい前期高齢者の仲間入りをしました。老いても誰もが安心して暮らせるよう、平成12年に始まった介護保険制度は順次改正が行われ、膨らむ介護費用を抑えるため、施設から在宅へ、国から地方へと制度が変化しています。利用者の負担は増えサービスは減るばかりで、その背景には、人口減少が進む地方で人手不足が深刻な状況になりつつあることが影響しているのではないかとされています。利用したサービスについては所得に応じて負担することとなっていますが、介護保険料については原則として年金より天引きされており、年金生活者にとっては大きな負担になっていると思います。人生100年時代を迎え、将来の介護にどう備えるべきだと考えますか、町長にお伺いします。

○議長（中島博志） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、加速する高齢化に対する取り組みについてのご質問ですが、昨年3月に策定した砥部町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画に、高齢者がいきいきと暮らせる地域社会をめざしてとの基本理念を掲げ、高齢者対策に取り組んでいるところでございます。高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるためには、高齢者の社会参加が重要であり、町では老人クラブやシルバー人材センターへの支援を行い、アクティブシニアボランティア養成講座や生活サポーター養成講座などを開催しております。また、社会福祉協議会など関係機関と連携して、各地域において、介護予防教室やサロンを開催するなど地域コミュニティの充実にも取り組んでおります。高齢化率が30%を超えた本町において、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域の皆様がお互いに助け合う、互助、共助、そして公助の重なり合った支援体制の構築が重要であると考えております。次に、介護保険制度の先行き不安についてのご質問ですが、本町におきましても、介護保険制度を充実させるため、地域の課題やニーズを把握し、在宅医療・介護連携の推進や認知症対策等、本町の実情を踏まえた取り組みを推進してまいりました。高齢者一人ひとりの個を尊重し、自らが自立することに努める自助、隣近所での助け合いである互助を基本としつつ、介護や療養が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる地域社会の実現に向けて、あらゆる関係機関が参画・協働し、医療、介護、生活支援、高齢者の住まい等が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの完成を目指し、中長期的な目標を定めて計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、介護保険料の低所得者対策として、現在の所得段階第1段階の方に加え、所得段階第2段階から第3段階の方に対しても介護保険料の負担軽減を実施してまいりたいと考えております。以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。最初の、高齢化に対する取り組みということでございますが、実質的に本町の高齢化率というのが1月末現在で32%になっております。10年前の平成21年の1月と比較しますと、当時が22.6%ですので、10年間で9.4%増となったということになっております。住宅政策で増えました団地いっぱいありますが、今年1月末現在では、早くからできておりました八瀬や県団地、南ヶ丘、南ヶ丘北、山並、永立寺等ではすでに40%を超える高齢化率となっております。また、広田地区においてはすでに52.3%となっています。町内の63行政区のうち28の行政区が高齢化率40%を超えており、全行政区の44.5%を占めております。こういった状況になっており、高齢化はかなり進んでおると。そういったなかで先ほど福祉計画、7次計画等に則って老人クラブ等の支援とか、社協と連携して教室を開いておるとか、そういったことが実施されておるということでございますが、高齢化が進みますと、まずそれだけではなく人口減少や若者の流出といった部分と、また買い物難民が出るとか、居場所づくり、先ほど若干は出ておりましたが、地域のなかにそういった居場所づくりというのも大変必要になってくるのではないかというふうに思っています。よく、現役離れて退職するとどこへ行こうかと、図書館とかスポーツクラブとか、友人の家とか公園、またどこ行っていいかわからないとかいろいろな状況があるようでございます。そういったことを踏まえまして、地域によって異なる課題がいろいろあるのではないかというふうに思っています。このように、高齢化が思った以上に早く進んでいるということは、逆に言えば、町の財政としても人口減と高齢化とダブルパンチで、社会保障費の増と税収の減といったようなことも危惧されるのではないかというふうに思っております。そういったことで、高齢化が進む大きな原因として、やっぱり日常の不便を放っておくと人口減少に拍車がかかると。昨日まで当たり前であったことが翌日からなくなってしまったとか、公共交通機関、デマンドタクシーとかいうことで対応はしておりますが、今まであったことがなくなるということがやはり高齢化に拍車をかけていくのではないかと考えております。そういったことを考えた場合に、これから、先ほど言われたことの対策はやっておるようでございますが、人口が減っていくというのがこれからは大きなポイントになってくるのではないかと。そういったなかで、改めて再度、担当部署のほうでなにか検討されておることがあるようでしたら、お聞かせ願ったらと思います。

○議長（中島博志） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。先ほど町長の答弁にもございましたように、高齢者対策としての政策ビジョンということで、私ども介護福祉課のほうでは、高齢者がいきいきと暮らせる地域社会を目指してということを基本理念にいたしまして、基本目標というのを4つ掲げております。まず一つ目が、

高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるための仕組みづくりということで、具体的な施策といたしましては、健康づくり活動の推進でありますとか、あるいは生きがいづくり活動の推進、それから社会参加の推進ということ、それから二つ目には、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるための仕組みづくりということで、まず具体的な施策として、地域包括支援センターの機能強化、それから高齢者を見守る地域の体制づくりを推進しております。それから三つ目に、高齢者が介護にならないための仕組みづくりといたしまして、施策といたしましては、介護予防日常生活支援総合事業の実施、それからその他の生活支援サービスの展開というものを挙げております。それから四つ目に、介護保険制度の充実に向けた仕組みづくりといたしまして、介護サービスの基盤整備と供給量の確保、それから介護サービスの質的向上、それから介護保険制度の円滑な運営というものを掲げまして、これからの施策を行っていきたいと考えております。なお、今後3年ごとに介護保険、それから高齢者の事業計画は作成するわけなんですけども、中長期ビジョンといたしましては、団塊の世代が75歳以上になります2025年、これを目標にいたしまして3年ごとに国の介護保険の制度改正でありますとか、あるいは3年ごとの介護報酬の改定でありますとかいうことも踏まえて、また町民からのいろんな意向をアンケートで集約して、政策を立てて考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） もう1点、高齢化によることで税収が減るとい、先ほど言いました財政と社会保障費の増というところの部分で、どのような見通しを持っておるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中島博志） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 原田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。31年度の当初予算でそのあたりの説明をさせていただくという予定にはしております。ご指摘のとおり税収に関しましてはいろいろ税制改正等ございまして、今年度につきましては若干減少するというふうに見込んでおります。これも今後の状況によりまして、決算がどうなるかということとはわかりませんが、基本的には緩やかな減少、または横ばいというふうには税収はみております。社会保障に関しましては、これにつきましてはやはり、かなり伸びてきております。これにつきましても、また当初予算のときにですね、詳細に説明はさせていただいたと思いますけれども、やはり障害福祉であるとか、児童福祉であるとか、このあたりはかなり伸びてきております。そのあたりを今後どういうふうには財源を捻出するかということが、かなり大きな課題になっておるといようなことでございます。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 質問と若干関連しておること、高齢者の不安を感じるという老後の3Kというのを言われておりますが、健康とお金と孤独とこの3つがありますが、お金という部分でいうと、最近では70歳ぐらいまで仕事をしたいとか、そういったことを言われております。地方の人手不足等の関連で、女性高齢者就労促進ということで、政府が2019年度人手

不足を解消するために、都道府県に地方創生推進交付金で費用の半額を補助するというような制度があるようでございますが、そういったのもまた町へおりてくるような事業はあるようなんでしょうか。

○議長（中島博志） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 原田議員さんのご質問にお答えいたします。申し訳ございませんが、そこまでの情報は今の段階では掴んでございません。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。いずれにいたしましても、先ほど言われたように、明るく生きがいをもって生活できる地域社会であるように、高齢化のなかでも取り組んでいただけるということでございますので、よろしく願いしたらと思います。2点目の介護保険制度の先行きということで、実際には公共的な介護サービスというのは自己負担1割、収入の高い人で2割、3割とかいうようなことを言われております。人生100年ということでしたら、80代以降の介護費用がかさんで自己負担も増えてくるというふうに考えられます。2017年の要介護認定者数は2000年の2.9倍に膨れ上がっていると。また実際の介護保険を使っておるとというのが、80代後半では男性の3人に1人、女性の2人に1人が介護給付費を受給していると国のほうのあれでございますが、本町の場合はどんな状況でしょうか。

○議長（中島博志） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの原田議員さんのご質問ですけれども、現在、介護認定を受けられる方っていいものが1,290名おられます。そのうち何名の方がサービスを利用しているのかというのは、ちょっと私の手元には数字がございませんので申し訳ございません。ただ個人負担なんですけれども、このうち1割負担の方が1,228名、これは認定者の95.2%、それから2割負担の方が42名、それから3割負担の方が20名という内訳になっております。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。統計等では出るとような数字でいいますと、ひと月の自己負担が在宅で4万6千円、施設であると11万8千円というような統計もあるようでございます。先ほど言いましたように、80過ぎてからそういった状態になるのであれば、100年時代ということだとまだ15年あると。そうすると2千万円以上かかるというような試算もあるようでございますが、やはり介護につきましては、やっぱりされる側だけでなく、家族等とする側の問題でもあるように思います。やっぱり家族にそういった方が出たら、現役で仕事している人が辞職して見ていくとかいったようなことも起こるんじゃないかということも考えられます。そういった意味では、やはり公共の部分だけで対応できるものだけではないんじゃないかと、そういった場合には、民間の介護保険に入るというようなことも、個人の対応としては大事ではないかというような気もするわけでございます。よく聞くのは、介護は必要になってから施設に入りたいとか、軽いうちは自宅で、重くなったら施設でと。

また、子どもの世話にはなりたくないとか、そういったことを言われておりますが、核家族化というような時代でございます。家族での介護は難しいとか、そういった時代になっております。そういったなかで、ポイントとしては高齢化では介護は自分の身にも起こり得ることであろうということと、介護費用が公的保険でカバーされておりますが、支給限度額を超えたら自己負担が増えると、長寿化でかかる費用も増えると。そういったことで、先ほど言いましたように民間の保険でカバーするというようなことも必要になってこようかと思いません。そういったことを含めまして、介護保険制度が今後、十分機能していくことが重要ではないかと思いますが、先ほどのように、なかなかそれを十分カバーできていないというようなこともあるようでございます。実際、今、年金暮らしの人で、厚生年金の人で例えばオレンジ荘に入りたいと行って相談に行った場合に、10数万いると言われたというような話も聞きます。そうなるとなかなか国民年金の人では無理であろうと。厚生年金の方でもかなりたくさんもらってないとそういった施設にも入れないのではないかと。それプラス入るのに1年半先ですと言われたと。そういったことを考えますと、全体的にみて、そういった需要に対していろんな部分が間に合っておるのかどうかというようなことに対する認識をお伺いします。

○議長（中島博志） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの原田議員さんのご質問でございますが、現在、町内でも特老が2施設、それから老健が1施設、それぞれ待機者がかなりおります。だからといって新たな施設を設置すればまた保険料にも跳ね返ってきますし、そこらあたりはですね先ほども申しました、介護保険事業計画のなかで調整しながら、施設整備は考えていきたいと思っております。それと、先ほども将来のビジョンについてお話しさせてもらったんですけども、今の段階ではですね、2025年っていうポイントですね、団塊の世代が75歳となる年を目途にですね、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、地域包括ケアシステムというのを構築することを目指して、いろんな施策を行っておりますので、とりあえず2025年まではそういった在宅で生活できるシステムを構築していくという考えであります。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。先ほど言われた、地域包括ケアシステムが十分機能して、高齢化社会対策の一環となるように取り組みの充実をお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 3番原田公夫君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時30分 散会

平成 31 年第 1 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

| | | | |
|--|--|---|--|
| 招 集 年 月 日 | 平成 31 年 3 月 13 日 | | |
| 招 集 場 所 | 砥部町議会議事堂 | | |
| 開 会 | 平成 31 年 3 月 13 日 午前 9 時 30 分 議長宣告 | | |
| 出 席 議 員 | 1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 面岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好 | 2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志 | 3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男 |
| 欠 席 議 員 | なし | | |
| 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三 | 副町長 総務課長 地域振興課長 保険健康課長 子育て支援課長 農林課長 上下水道課長 広田支所長 社会教育課長 | 上田文雄 相原清志 岡田洋志 松下寛志 田邊敏之 大内 均 西松伸一 高橋 桂 町田忠彦 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 前田正則 庶務係長 楠 耕一 | | |
| 傍 聴 者 | 2 人 | | |

平成 31 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 4 号 総合福祉センターはらまち条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 6 号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 7 号 砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 8 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 9 号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 10 号 平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 8 号)
- 日程第 8 議案第 11 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 9 議案第 12 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 10 議案第 13 号 平成 31 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 11 議案第 14 号 平成 31 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 15 号 平成 31 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 13 議案第 16 号 平成 31 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 17 号 平成 31 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 15 議案第 18 号 平成 31 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 16 議案第 19 号 平成 31 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 17 議案第 20 号 平成 31 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 31 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 19 議案第 22 号 平成 31 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 20 請願第 1 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 22 伊予市外二町共有物組合議会議員の選出

日程第 23 議員派遣

追加日程第 1 議案第 23 号 砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事請負契約の締結について

・閉 会

平成 31 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 31 年 3 月 13 日（水）

午前 9 時 30 分開議

○議長（中島博志） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 4 号 総合福祉センターはらまち条例の制定について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 1、議案第 4 号、総合福祉センターはらまち条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 4 号につきまして、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 4 号、総合福祉センターはらまち条例の制定については、総合福祉センターの完成に伴い、施設の名称など所要の規定を制定するもので、名称を、総合福祉センターはらまち、位置を、砥部町原町 249 番地と定めております。また、コミュニティホール 1 時間当たりの使用料は、半面で 670 円と定めております。なお附則につきましては、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するとし、さらに関連のある、砥部町児童館条例及び砥部町老人憩いの家条例の一部を改正をしております。この制定内容は適正と認められ、よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 4 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 5 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第2、議案第5号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第5号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、県窯業技術センターへの人的支援として、嘱託員を新たに任用するため、砥部焼技術研究員の項目を追加し、また、現在任用している消費生活相談員については東温市で委嘱し、本町へは派遣扱いとなるため、その項目を削るものです。砥部焼技術研究員の報酬月額、月額19万円と定めています。なお附則において、この条例は、平成31年4月1日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第6号 砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第3、議案第6号、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正については、陶街道ゆとり公園体育館アリーナの利用料金区分を細分化し、小スペース利用者の利便性を図るため所要の改正を行うものでございます。その改正内容は、アリーナの利用床面積が6分の1以下の場合、利用料金を、1時間につき

340円とするものです。なお附則については、この条例は、平成31年4月1日から施行するとしております。この改正内容は適正と認められ、よって議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第7号 砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について (厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第4、議案第7号、砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第7号、砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、関係法令の一部改正によりまして、災害援護資金の貸付利率等を市町村が条例で定めることとされました。所要の規定を改正するものでございます。その主な内容は、貸付利率を延滞の場合を除き、3%から無利子とし、保証人を立てることを義務化しております。また、償還方法につきましては、月賦償還を追加しております。そのほか、文言整理を行っております。なお附則において、この条例は、平成31年4月1日から施行するとし、経過措置について規定しております。この改正内容は適正と認められ、よって議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第8号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第5、議案第8号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、学校教育法の一部改正により、本条例の制定基準が改められたためでございます。所要の規定を改正するもので、その改正内容につきましては、放課後児童支援員の資格基準に、専門職大学の前期課程を修了した者を追加をしております。なお附則につきましては、この条例は、平成31年4月1日から施行するとしております。この改正内容は適正であると認められ、よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第9号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道

技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第6、議案第9号、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。政岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（政岡洋三郎） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第9号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第9号、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正により、資格基準が改められたため、所要の規定を改正するものです。その改正の主な内容は、布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格基準に、学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を追加しています。また、選択科目の水道環境が、上水道及び工業用水道に統合されたため、選択科目から削除しています。そのほか、文言整理を行っております。なお附則において、この条例は、平成31年4月1日から施行するとし、経過措置を規定しています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第10号 平成30年度砥部町一般会計補正予算(第8号)

日程第8 議案第11号 平成30年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第9 議案第12号 平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第7、議案第10号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第8号から、日程第9、議案第12号、平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号までの3件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○**総務常任委員長（井上洋一）** 総務常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第10号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第8号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、財政調整基金の積立金を1億1千万円追加しています。消防費関係では、伊予消防等事務組合の入札減少金等による減額補正予算に伴い、組合負担金を393万7千円減額しています。次に、歳入の主なものは、地方消費税交付金を4,564万8千円、地方交付税を4千万円、国庫支出金を656万8千円、県支出金を384万9千円、繰越金を1,788万8千円、諸収入を246万4千円増額しています。また、繰越明許費では、総務費、総務管理費関係で57万6千円を計上しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○**議長（中島博志）** 次に、政岡産業建設常任委員長。

○**産業建設常任委員長（政岡洋三郎）** 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第10号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第8号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費、清掃費関係では、美化センターの固形燃料運搬費が不足するため、役務費を94万8千円追加しています。農林水産業費、農業費関係では、昨年7月豪雨により被災した、農業施設の災害復旧事業に対する特別賦課金を53万8千円追加しているものの、県営事業の計画見直しに伴い、負担金を75万円減額しており、総額で21万2千円の減額となっています。以上のほか、総務費、振興対策費及び農業費、農業振興費で財源の組替が行われています。また、繰越明許費では、土木費、道路橋りょう費関係で2,970万円、住宅費関係で748万円、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費で2億円、農林水産業施設災害復旧費関係で1億3,086万2千円計上しています。以上、補正内容は、適正な補正と認められ、よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○**議長（中島博志）** 次に、平岡厚生文教常任委員長。

○**厚生文教常任委員長（平岡文男）** 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第10号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第8号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、消費税率10%引き上げに伴う影響を緩和するため、プレミアム付商品券事業として196万6千円を追加しております。これは全額、国庫支出金でまかなっております。また、重度心身障害者医療の入院医療費等の増加に伴い、扶助費を287万1千円追加をしております。この財源としましては、県支出金を129万1千円充てております。児童福祉費関係では、幼稚園等の人件費の増、利用人数の増、及び処遇改善加算率の変更により、子ども・子育て支援費負担金を631万9千円を追加しております。全額、国県支出金でまかなっております。繰越明許費では、民生費、社会福祉費で196万6千円、児童福祉費で858万6千円、教育費、社会教育費で21万6千円を計上しております。次に、議案第11号、平成30年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、事業勘定は、歳入歳出それぞれ5,530万円を追加

し、直営診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ6万3千円を追加しております。事業勘定の歳出の主なものは、保険給付費では、一般被保険者の入院医療費は増加しているものの、退職被保険者の療養給付費等は対象者の減少により減額となっております。差し引き5,444万5千円の追加となっております。この全額は、県支出金でまかなっております。また、直営診療施設勘定の歳出につきましては、修繕料を6万3千円追加しております。全額、事業勘定からの繰入金でまかなっております。次に、議案第12号、平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号は、保険事業勘定のみで補正で、介護保険法の改正に伴い、保険者機能強化推進交付金が創設されました。国庫支出金を197万2千円追加し、繰入金を197万2千円減額する財源組替を行っております。歳入歳出総額に変更はございません。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第10号、第11号及び第12号の3議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。討論及び採決は1件ごとに行います。

議案第10号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第8号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第10号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号、平成30年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第11号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号、平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第 12 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 10 議案第 13 号 平成 31 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 11 議案第 14 号 平成 31 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 15 号 平成 31 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 13 議案第 16 号 平成 31 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 17 号 平成 31 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 15 議案第 18 号 平成 31 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 16 議案第 19 号 平成 31 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 17 議案第 20 号 平成 31 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 31 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 19 議案第 22 号 平成 31 年度砥部町水道事業会計予算

(予算特別委員長報告、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第 10、議案第 13 号、平成 31 年度砥部町一般会計予算から、日程第 19、議案第 22 号、平成 31 年度砥部町水道事業会計予算までの 10 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。面岡予算特別委員長。

○予算特別委員長（面岡利昌） 予算特別委員会に付託されました、議案第 13 号から議案第 22 号までの、平成 31 年度の各会計の当初予算 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 3 月 4 日・6 日・8 日の 3 日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求めて、当特別委員会を開催しました。審査にあたっては、総務、厚生文教、産業建設の各常任委員会の所管単位に、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 13 号から議案第 22 号までの、平成 31 年度各会計当初予算 10 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑や意見等について、十分にご検討され、今後の予算執行や町政運営に当たられますよう申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） お諮りします。ただいま報告の議案第 13 号から議案第 22 号については、予算特別委員会において、十分に審査が尽くされていますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議案第13号から議案第22号については、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

議案第13号から議案第22号まで、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第13号から議案第22号まで、一括して採決を行います。議案第13号から議案第22号までの10件に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第13号から議案第22号までの10件は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第20、請願第1号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。委員長の報告を求めます。井上総務常任委員長。

○総務常任委員長（井上洋一） 総務常任委員会に付託されました、請願第1号、国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に提出することを求めるものです。協議において、消費税増税は、社会保障の財源確保のためには一定の理解はできるが、軽減税率やカード支払い時のポイント制など、制度を十分に把握できていないので、もう少し研究し審議を重ねるべきであるとの意見があり、委員の考えを確認したところ、全員、継続審査が適当ということでありました。採決の結果、請願第1号は、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（中島博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって請願第1号は、継続審査とすることに決定しました。

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(中島博志) 日程第 21、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成 31 年 3 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町岩谷口 562 番地、氏名、日野長治、生年月日、昭和 24 年 6 月 16 日。提案理由、日野長治委員は、平成 31 年 6 月 30 日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中島博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長(中島博志) 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。
[「討論なし」の声あり]

○議長(中島博志) 討論なしと認めます。
採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。
[全員起立]

○議長(中島博志) 全員起立です。ご着席ください。よって諮問第 1 号は、適任であると答申することに決定しました。

日程第 22 伊予市外二町共有物組合議会議員の選出

○議長(中島博志) 日程第 22、伊予市外二町共有物組合議会議員の選出についてを議題とします。任期満了に伴い、当該組合議会議員を選出するため選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しま

した。伊予市外二町共有物組合議会議員に柿本正君、佐々木公博君、森永茂男君、政岡洋三郎君、山口元之君、橋本敏彦君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を当選人とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方が当選をされました。柿本正君、佐々木公博君、森永茂男君、政岡洋三郎君、山口元之君が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。なお、橋本敏彦君については、別途文書をもって、告知することにいたします。

~~~~~

### 日程第23 議員派遣

○議長（中島博志） 日程第23、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

ここでしばらく休憩し、休憩時間を利用し、全員協議会を開催したいと思います。

午前10時11分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（中島博志） 再開します。

お諮りします。ただいま佐川町長から、議案第23号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。異議なしと認めます。よって議案第23号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第23号 砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事請負契約の締結について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 追加日程第1、議案第23号、砥部町中央公民館耐震・大規模改修工

事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事請負契約の締結につきましてご説明をさせていただきます。議案第 23 号をお手元をお願いをいたします。議案第 23 号、砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めます。平成 31 年 3 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。1、契約の目的でございます。砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事、2、契約の方法、一般競争入札、3、契約金額、9 億 4,176 万円、うち消費税及び地方消費税の額 6,976 万円、4、契約の相手方、松山市安城寺町 98 番地、井原工業株式会社・株式会社小泉組特定建設工事共同企業体、代表、井原工業株式会社松山支店、支店長、越智大輔。提案理由でございますが、砥部町中央公民館耐震・大規模改修工事請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、提案をするものでございます。一般競争入札の参加者及びその結果につきましては、添付しております議案第 23 号の資料のとおりでございます。なお、工期につきましては、平成 32 年 2 月 28 日まででございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（中島博志） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、

2月20日から本日までの22日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきましてご議決くださいましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。ご議決いただきました補正予算、当初予算の執行にあたりましては、限られた経費の中で最大の効果を得るべく、職員一丸となり、事務事業を執行してまいります。また、本町が目指すまちの将来像、文化とところがふれあうまちの実現に向けて、これからも全身全霊をかけて取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 以上をもって、平成31年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時37分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

砥部町議会議員

砥部町議会議員

資料

予算特別委員会 委員名簿

| 役 職 | 氏 名 |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 西 岡 利 昌 |
| 副 委 員 長 | 井 上 洋 一 |
| 委 員 | 柿 本 正 |
| 委 員 | 佐々木 公 博 |
| 委 員 | 原 田 公 夫 |
| 委 員 | 東 勝 一 |
| 委 員 | 菊 池 伸 二 |
| 委 員 | 佐々木 隆 雄 |
| 委 員 | 森 永 茂 男 |
| 委 員 | 松 崎 浩 司 |
| 委 員 | 大 平 弘 子 |
| 委 員 | 政 岡 洋三郎 |
| 委 員 | 山 口 元 之 |
| 委 員 | 中 島 博 志 |
| 委 員 | 平 岡 文 男 |
| 委 員 | 三 谷 喜 好 |